

令和 5 年度

税 務 統 計 書

静 岡 市

目 次

I 総 括

1. 市の概要

- (1) 人口・世帯数・面積等（税制課）…………… 2
- (2) 市域の変遷（税制課）…………… 3

2. 市の財政と市税

- (1) 一般会計歳入・歳出決算額（税制課）…………… 4
- (2) 一般会計歳入決算額の推移（税制課）…………… 6
- (3) 市税税目別決算額累年比較（税制課）…………… 8
- (4) 令和4年度市税決算額（税制課）…………… 10
- (5) 令和4年度市税決算概況（税制課）…………… 12
- (6) 税負担額累年比較（税制課）…………… 14

3. 税務に関すること

- (1) 税務機構（令和5年4月1日現在）（税制課）…………… 15
- (2) 事務分掌（令和5年4月1日現在）（税制課）…………… 16
- (3) 税務職員の配置状況（令和5年4月1日現在）（税制課）…………… 18
- (4) 税務職員年齢別調（令和5年4月1日現在）（税制課）…………… 20
- (5) 税務職員税務経験年数調（令和5年4月1日現在）（税制課）…………… 20
- (6) 市税の徴収に要する経費調（税制課）…………… 21

II 賦 課

1. 市民税に関すること

- (1) 個人市民税・県民税賦課額の推移（市民税課）…………… 24
- (2) 個人市民税納税義務者の推移（市民税課）…………… 24
- (3) 令和5年度個人市民税の納税義務者等に関する調（市民税課）…………… 36
- (4) 課税標準額段階別令和5年度分所得割額等に関する調（合計表）（市民税課）…………… 36
- (5) 個人市民税・県民税負担額累年比較（市民税課）…………… 28
- (6) 市民税特別徴収義務者数の推移（市民税課）…………… 28
- (7) 個人県民税払込確定あん分率の推移（税制課）…………… 28
- (8) 法人市民税調定額の推移（現年課税分）（市民税課）…………… 29
- (9) 令和4年度法人市民税月別調定額（現年課税分）（市民税課）…………… 29
- (10) 法人市民税業態別調定額及び義務者数（市民税課）…………… 30
- (11) 法人市民税資本金別均等割額及び義務者数（市民税課）…………… 32

2. 固定資産税に関すること	
(1) 固定資産税調定額等の推移（固定資産税課）	34
(2) 年度別評価等状況の推移（固定資産税課）	36
(3) 土地に関する調、総括表（固定資産税課）	38
(4) 宅地に関する調、法定免税点以上のもの（固定資産税課）	40
(5) 市街化区域農地に関する調（固定資産税課）	40
(6) 家屋に関する調、総括表（固定資産税課）	42
(7) 家屋新增築状況（固定資産税課）	44
(8) 家屋減少状況（固定資産税課）	45
(9) 新築住宅等に対する減額状況（固定資産税課）	46
(10) 償却資産に関する調（固定資産税課）	47
(11) 国有資産等所在市交付金及び納付金の交付金額等に関する調（固定資産税課）	47
(12) 縦覧帳簿の縦覧及び縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧状況（固定資産税課）	48
(13) 固定資産評価審査委員会審査申出処理状況（税制課）	49
3. 都市計画税に関すること	
(1) 都市計画税調定額等の推移（固定資産税課）	50
4. 諸税に関すること	
(1) 軽自動車税種別割調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	52
(2) 市たばこ税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	54
(3) 鉱産税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	54
(4) 入湯税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	54
(5) 事業所税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	55
5. 譲与税等に関すること	
(1) 譲与税の推移（税制課）	56
(2) 交付金の推移（税制課）	57
6. 手数料等に関すること（税制課）	59
Ⅲ 徴収	
1. 収納に関すること	
(1) 市税滞納処分停止状況（県民税を含む）（納税課）	63
(2) 不納欠損処理状況（納税課）	64
(3) 財産差押処分等執行状況（県民税を含む）（滞納対策課）	65
2. 口座振替納付状況に関すること（納税課）	66

3. 納期内収入に関すること（納税課）	68
---------------------	----

IV その他

1. 税務関係証明書等発行状況（市民税課）	71
2. 令和4年度還付金処理状況（納税課）	72
3. 令和4年度還付未済額調（歳入）（納税課）	73
4. 市税に関する不服申立ての状況（税制課）	74
5. 静岡市手数料条例（抄）（税制課）	76
6. 税率等（令和5年度）（税制課）	78
7. 税率の変遷（平成11年度以降）（税制課）	84
8. 地方譲与税・県税交付金	
(1) 地方譲与税の概要（税制課）	88
(2) 県税交付金の概要（税制課）	89

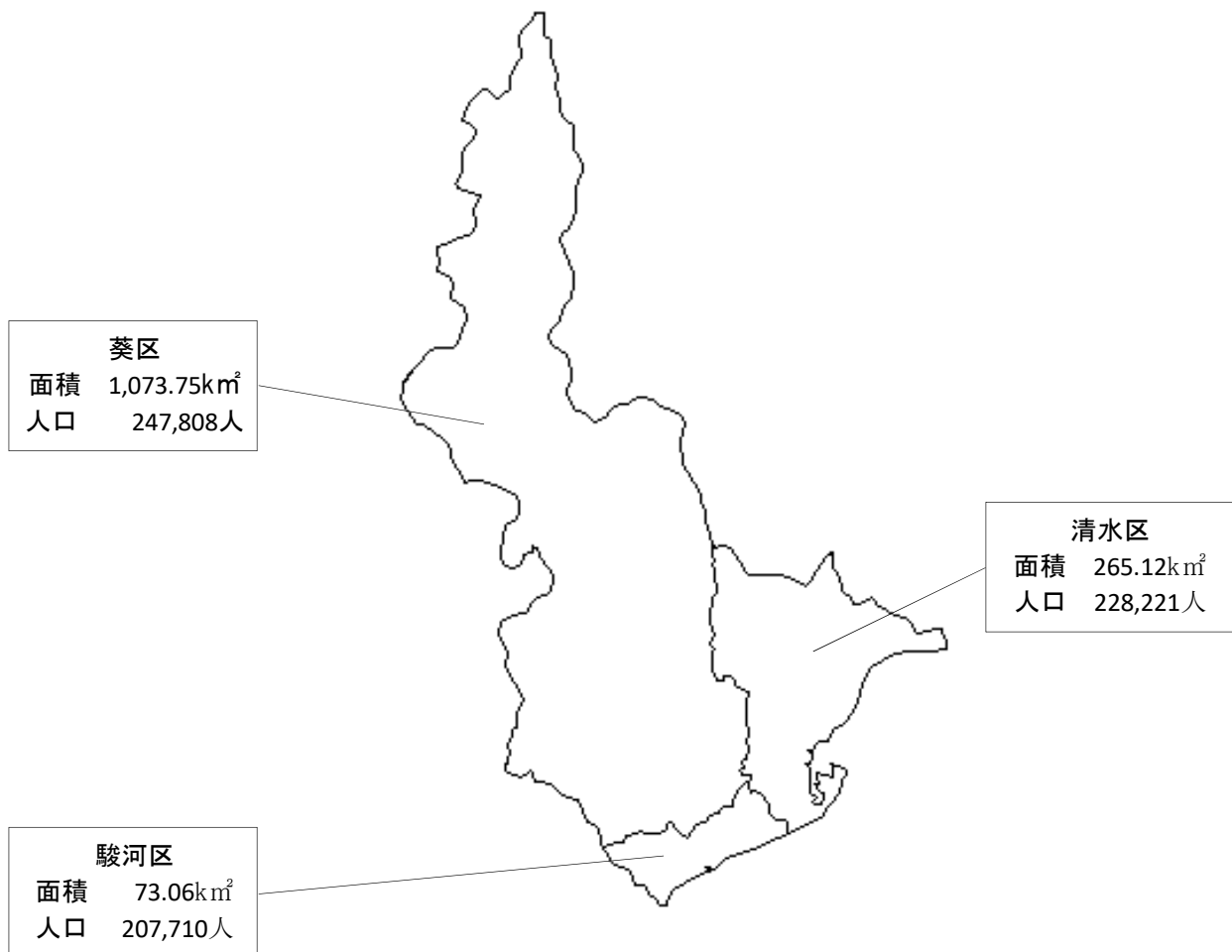
I 総 括

1. 市の概要

(1) 人口・世帯数・面積等

区 分	人 口			世帯数 世帯	面 積 km ²	人口密度 人/km ²
	男 人	女 人	計 人			
平成 30 年	344,314	361,973	706,287	313,611	1,411.90	500
平成 31 年	342,558	359,837	702,395	315,788	1,411.83	498
令和 2 年	340,696	357,579	698,275	317,923	1,411.83	495
令和 3 年	338,716	355,580	694,296	320,143	1,411.83	492
令和 4 年	335,782	353,297	689,079	321,323	1,411.83	492
令和 5 年	333,010	350,729	683,739	323,095	1,411.93	484

(注) 1. 各年とも、前年12月31日現在。
2. 人口は、住民基本台帳による。



(2) 市域の変遷

編入年月日	(旧) 静岡市	(旧) 清水市
明治 22年 4月 1日	市制施行	
41年 10月 2日	安倍郡豊田村、南安東の一部を編入	
42年 7月 1日	安倍郡南賤機村の一部を編入	
大正 13年 2月 11日		市制施行
昭和 3年 10月 1日	安倍郡豊田村の全部を編入	
4年 3月 1日	安倍郡安東村、大里村の全部を編入	
7年 4月 1日	安倍郡賤機村の全部を編入	
9年 10月 1日	安倍郡千代田村、麻機村、大谷村、久能村、長田村の全部を編入	
23年 4月 10日	庵原郡西奈村の全部を編入	
29年 2月 11日		飯田村の全部を編入
29年 4月 1日		高部村の全部を編入
30年 4月 1日		有度村の全部を編入
30年 6月 1日	安倍郡美和村、服織村、中藁科村、南藁科村の全部を編入	
33年 4月 1日	清水市大字中吉田、大字平沢の全区域並びに大字谷田、大字中之郷の一部を編入	旧有度村の一部静岡市へ
36年 6月 29日		袖師町、庵原村、興津町、小島村、両河内村の全部を編入
44年 1月 1日	安倍郡大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村の全部を編入	
45年 7月 1日		国土地理院に基づく変更
53年 4月 21日		同 上
55年 12月 2日		同 上 (横砂の一部埋立)
59年 7月 9日		同 上 (横砂・興津清見寺の一部埋立)
61年 9月 30日		同 上 (袖師・興津清見寺の一部埋立)
63年 10月 1日		国土地理院に基づく変更
平成 4年 7月 24日		港町一丁目の一部埋立
5年 1月 1日	清水市大字中之郷、大字谷田の一部を編入	静岡市大字中吉田、大字谷田の一部を編入
6年 1月 14日		港町一丁目、港町二丁目、日の出町の一部埋立
9年 7月 1日	国土地理院に基づく変更	
11年 1月 19日		新港町の一部埋立
13年 2月 1日	国土地理院に基づく変更	
15年 4月 1日		2市合併 新「静岡市」誕生
17年 4月 1日		政令指定都市移行 (葵区・駿河区・清水区を設置)
17年 11月 26日		清水区の一部を葵区に編入
18年 3月 31日		蒲原町と合併
20年 11月 1日		由比町と合併

出典：第20回静岡市統計書 (令和四年版)

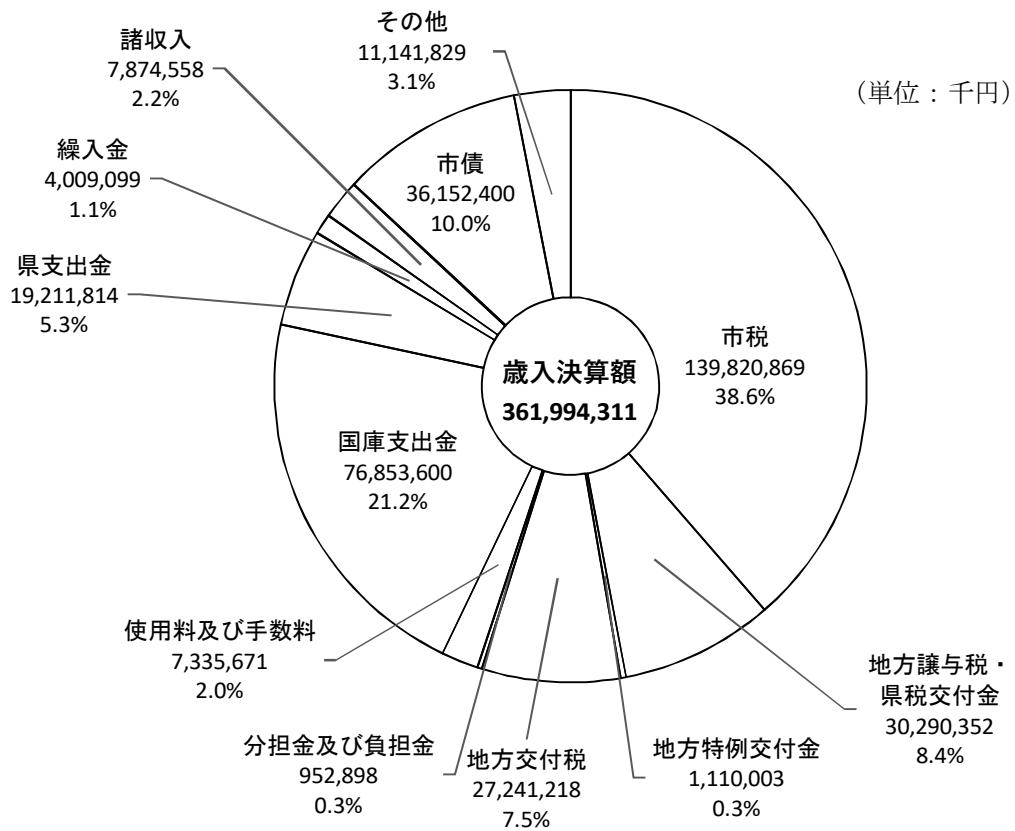
2. 市の財政と市税

(1) 一般会計歳入・歳出決算額

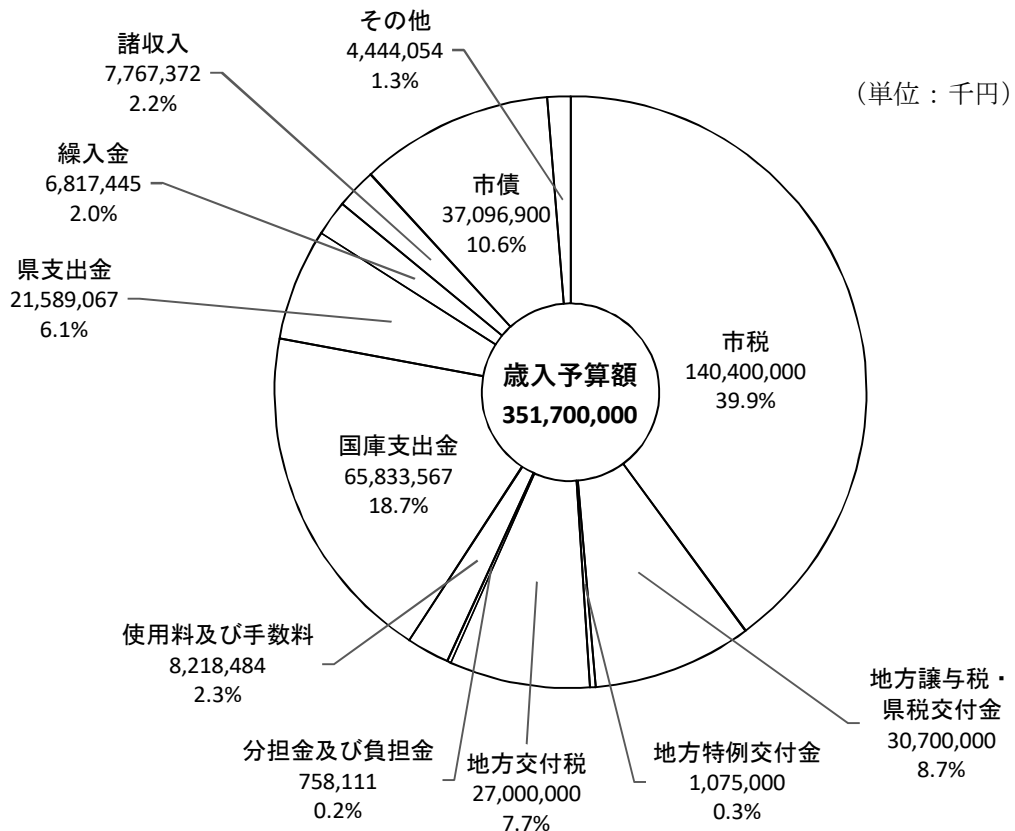
区 分	(A)歳 入 千円	(B)歳 出 千円	(C)市税総額 千円	(C)/(A) %
平成30年度	314,526,000	306,399,123	139,921,698	44.5
令和元年度	323,357,636	315,391,616	142,602,556	44.1
令和2年度	411,350,837	403,151,008	139,758,947	34.0
令和3年度	364,323,559	354,834,697	137,874,554	37.8
令和4年度	361,994,311	351,002,823	139,820,869	38.6
令和5年度	351,700,000	351,700,000	140,400,000	39.9

(注) 令和5年度は当初予算額。

令和4年度一般会計歳入決算額



令和5年度一般会計歳入予算額（当初）



(2) 一般会計歳入決算額の推移

区 分	平成 30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %
市 税	139,921,698	44.5	142,602,556	39.4	139,758,947	34.0
地 方 譲 与 税	2,305,662	0.7	2,329,785	0.6	2,377,253	0.6
利 子 割 交 付 金	216,061	0.1	102,766	0.0	101,653	0.0
配 当 割 交 付 金	411,835	0.1	477,035	0.1	433,138	0.1
株式等譲渡所得割交付金	411,693	0.1	320,696	0.1	588,218	0.1
分離課税所得割交付金	116,288	0.0	117,877	0.0	117,466	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	—	—	—	—	1,022,385	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金	14,204,012	4.5	13,188,786	3.6	16,032,388	3.9
ゴルフ場利用税交付金	26,132	0.0	24,571	0.0	23,478	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	—	—	171,152	0.0	344,301	0.1
軽油引取税交付金	5,815,076	1.8	5,727,061	1.6	5,577,456	1.4
地 方 特 例 交 付 金	803,138	0.3	2,000,696	0.6	1,091,865	0.3
地 方 交 付 税	16,310,449	5.2	17,898,726	4.9	17,935,456	4.4
交通安全対策特別交付金	329,458	0.1	321,193	0.1	352,153	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	1,563,709	0.5	1,285,031	0.4	895,988	0.2
使 用 料 及 び 手 数 料	8,755,640	2.8	8,467,524	2.3	7,651,464	1.9
国 庫 支 出 金	50,785,563	16.1	52,632,963	14.5	136,609,012	33.2
県 支 出 金	15,580,820	5.0	15,834,956	4.4	18,748,724	4.6
財 産 収 入	403,436	0.1	532,999	0.1	604,788	0.1
寄 附 金	189,599	0.1	269,439	0.1	521,471	0.1
繰 入 金	3,628,777	1.2	3,802,094	1.1	2,716,397	0.7
繰 越 金	6,655,878	2.1	8,126,878	2.2	7,966,020	1.9
諸 収 入	7,771,559	2.5	7,624,358	2.1	8,029,816	1.9
市 債	35,737,600	11.4	39,028,000	10.8	41,851,000	10.2
道府県民税所得割臨時交付金	1,657,858	0.5	—	—	—	—
自動車取得税交付金	924,059	0.3	470,494	0.1	—	—
総 計	314,526,000	100.0	323,357,636	89.1	411,350,837	100.0

(注) 令和5年度は当初予算額。

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
千円	%	千円	%	千円	%
137,874,554	37.8	139,820,869	38.6	140,400,000	39.9
2,435,793	0.7	2,442,617	0.7	2,341,000	0.7
77,425	0.0	54,612	0.0	63,000	0.0
657,473	0.2	610,165	0.2	667,000	0.2
937,408	0.3	620,955	0.2	894,000	0.3
143,499	0.0	124,601	0.0	122,000	0.0
1,818,226	0.5	2,080,841	0.6	1,784,000	0.5
17,435,205	4.8	18,139,413	5.0	18,456,000	5.2
24,530	0.0	25,040	0.0	25,000	0.0
340,213	0.1	437,759	0.1	513,000	0.1
5,761,320	1.6	5,754,349	1.6	5,835,000	1.7
2,449,250	0.7	1,110,003	0.3	1,075,000	0.3
26,237,972	7.2	27,241,218	7.5	27,000,000	7.7
335,064	0.1	298,315	0.1	337,500	0.1
914,389	0.3	952,898	0.3	758,111	0.2
7,380,974	2.0	7,335,671	2.0	8,218,484	2.3
85,266,464	23.4	76,853,600	21.2	65,833,567	18.7
18,079,911	5.0	19,211,814	5.3	21,589,067	6.1
492,644	0.1	438,119	0.1	884,533	0.3
457,459	0.1	916,533	0.3	1,722,021	0.5
3,142,188	0.8	4,009,099	1.1	6,817,445	2.0
8,199,829	2.3	9,488,862	2.6	1,500,000	0.4
8,117,869	2.2	7,874,558	2.2	7,767,372	2.2
35,743,900	9.8	36,152,400	10.0	37,096,900	10.6
364,323,559	100.0	361,994,311	100.0	351,700,000	100.0

(3) 市税税目別決算額累年比較

区 分	平 成 30 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	67,422,353	66,429,805	98.5	125.2	47.5
固 定 資 産 税	53,641,539	53,037,080	98.9	99.4	37.9
軽 自 動 車 税	1,560,459	1,526,857	97.8	104.3	1.1
市 た ば こ 税	4,173,680	4,173,681	100.0	97.9	3.0
鉦 産 税	86	86	100.0	116.2	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	31,265	31,279	100.0	102.2	0.0
事 業 所 税	4,154,419	4,151,474	99.9	102.0	3.0
都 市 計 画 税	10,712,922	10,571,436	98.7	99.4	7.5
合 計	141,696,723	139,921,698	98.7	110.3	100.0

区 分	令 和 元 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	69,436,983	68,471,193	98.6	103.1	48.0
固 定 資 産 税	53,952,556	53,522,650	99.2	100.9	37.6
軽 自 動 車 税	1,625,666	1,595,552	98.1	104.5	1.1
市 た ば こ 税	4,191,502	4,191,503	100.0	100.4	2.9
鉦 産 税	95	95	100.0	110.5	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	29,735	29,735	100.0	95.1	0.0
事 業 所 税	4,139,779	4,133,667	99.9	99.6	2.9
都 市 計 画 税	10,758,731	10,658,161	99.1	100.8	7.5
合 計	144,135,047	142,602,556	98.9	101.9	100.0

区 分	令 和 2 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	66,858,786	65,373,145	97.8	95.5	46.8
固 定 資 産 税	54,350,817	53,840,003	99.1	100.6	38.5
軽 自 動 車 税	1,716,129	1,689,560	98.5	105.9	1.2
市 た ば こ 税	4,055,171	4,055,171	100.0	96.7	2.9
鉦 産 税	93	93	100.0	97.9	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	22,609	22,612	100.0	76.0	0.0
事 業 所 税	4,162,824	4,073,170	97.8	98.5	2.9
都 市 計 画 税	10,808,223	10,705,193	99.0	100.4	7.7
合 計	141,974,652	139,758,947	98.4	98.0	100.0

(注) 表示単位を「千円」とし、端数調整しているため、税目毎詳細では若干の差異が生じる場合がある。

区 分	令 和 3 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	65,676,754	64,871,437	98.8	99.2	47.1
固 定 資 産 税	52,519,067	52,187,431	99.4	96.9	37.9
軽 自 動 車 税	1,775,393	1,750,490	98.6	103.6	1.3
市 た ば こ 税	4,324,108	4,324,109	100.0	106.6	3.1
鉦 産 税	104	104	100.0	111.8	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	30,603	30,634	100.1	135.5	0.0
事 業 所 税	4,311,704	4,305,945	99.9	105.7	3.1
都 市 計 画 税	10,481,337	10,404,404	99.3	97.2	7.5
合 計	139,119,070	137,874,554	99.1	98.7	100.0

区 分	令 和 4 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	65,476,483	64,754,525	98.9	99.8	46.3
固 定 資 産 税	53,905,697	53,619,573	99.5	102.7	38.4
軽 自 動 車 税	1,890,711	1,868,777	98.8	106.8	1.3
市 た ば こ 税	4,584,964	4,584,964	100.0	106.0	3.3
鉦 産 税	85	85	100.0	81.7	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	37,363	37,368	100.0	122.0	0.0
事 業 所 税	4,315,750	4,301,124	99.7	99.9	3.1
都 市 計 画 税	10,720,950	10,654,453	99.4	102.4	7.6
合 計	140,932,003	139,820,869	99.2	101.4	100.0

(4) 令和4年度市税決算額

区 分	令和4年度				
	予算額 A 円	調定額 B 円	収入額 C 円	不納欠損額 D 円	還付未済額 E 円
市 税 合 計	139,100,000,000	140,932,003,414	139,820,868,894	144,404,780	80,781,701
現年課税分	138,454,998,000	139,763,283,283	139,254,508,437	11,717,632	78,187,781
滞納繰越分	645,002,000	1,168,720,131	566,360,457	132,687,148	2,593,920
市 民 税	64,433,000,000	65,476,483,147	64,754,525,074	103,832,197	65,415,864
個 人	56,556,000,000	57,480,436,461	56,755,419,958	93,452,914	16,292,114
現年課税分	56,201,000,000	56,751,599,064	56,408,224,999	8,231,502	15,448,994
現年度分	56,033,000,000	56,450,456,364	56,151,554,908	7,653,918	15,328,475
過年度分	168,000,000	301,142,700	256,670,091	577,584	120,519
滞納繰越分	355,000,000	728,837,397	347,194,959	85,221,412	843,120
法 人	7,877,000,000	7,996,046,686	7,999,105,116	10,379,283	49,123,750
現年課税分	7,826,000,000	7,956,091,400	7,987,231,450	100,000	49,123,750
現年度分	7,674,000,000	7,744,272,200	7,857,871,550	100,000	49,029,350
過年度分	152,000,000	211,819,200	129,359,900	0	94,400
滞納繰越分	51,000,000	39,955,286	11,873,666	10,279,283	0
固 定 資 産 税	53,672,000,000	53,905,696,645	53,619,572,955	29,732,932	11,918,711
固 定 資 産 税	53,371,000,000	53,604,322,945	53,318,199,255	29,732,932	11,918,711
現年課税分	53,188,000,000	53,307,722,800	53,162,702,906	2,590,859	10,527,244
土地家屋	44,773,000,000	44,934,934,700	44,793,157,906	2,590,859	10,047,344
償却資産	8,415,000,000	8,372,788,100	8,369,545,000	0	479,900
滞納繰越分	183,000,000	296,600,145	155,496,349	27,142,073	1,391,467
土地家屋	168,000,000	290,116,672	151,894,014	26,598,635	1,329,467
償却資産	15,000,000	6,483,473	3,602,335	543,438	62,000
交付金及び納付金	301,000,000	301,373,700	301,373,700	0	0
軽 自 動 車 税	1,850,000,000	1,890,711,501	1,868,777,356	3,900,586	625,900
種 別 割	1,768,000,000	1,774,035,601	1,752,101,456	3,900,586	625,900
現年課税分	1,760,000,000	1,752,910,500	1,745,507,244	181,100	582,700
滞納繰越分	8,000,000	21,125,101	6,594,212	3,719,486	43,200
環境性能割	82,000,000	116,675,900	116,675,900	0	0
市 た ば こ 税	4,172,000,000	4,584,963,619	4,584,963,619	0	0
現年課税分	4,171,999,000	4,584,963,619	4,584,963,619	0	0
滞納繰越分	1,000	0	0	0	0
鉱 産 税	100,000	84,500	84,500	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
入 湯 税	30,900,000	37,363,800	37,368,000	0	4,200
現年課税分	30,899,000	37,363,800	37,368,000	0	4,200
滞納繰越分	1,000	0	0	0	0
事 業 所 税	4,279,000,000	4,315,750,300	4,301,123,840	0	119,140
現年課税分	4,270,000,000	4,302,535,000	4,292,021,740	0	119,140
滞納繰越分	9,000,000	13,215,300	9,102,100	0	0
都 市 計 画 税	10,663,000,000	10,720,949,902	10,654,453,550	6,939,065	2,697,886
現年課税分	10,624,000,000	10,651,963,000	10,618,354,379	614,171	2,381,753
滞納繰越分	39,000,000	68,986,902	36,099,171	6,324,894	316,133

(注) 令和5年度は当初予算額。

令和4年度					令和5年度	
収入未済額 B-C-D+E 円	予算比 C/A %	収納率 C/B %	前年度比 (収入額) %	構成比 %	予算額 千円	構成比 %
1,047,511,441	100.5	99.2	101.4	100.0	140,400,000	100.0
575,244,995	100.6	99.6	101.9		139,867,998	
472,266,446	87.8	48.5	47.4		532,002	
683,541,740	100.5	98.9	99.8	46.3	64,799,000	46.2
647,855,703	100.4	98.7	100.0	40.6	56,724,000	40.4
350,591,557	100.4	99.4	100.0		56,402,000	
306,576,013	100.2	99.5	99.9		56,233,000	
44,015,544	152.8	85.2	127.8		169,000	
297,264,146	97.8	47.6	98.3		322,000	
35,686,037	101.6	100.0	98.3	5.7	8,075,000	5.8
17,883,700	102.1	100.4	103.1		8,058,000	
-64,670,000	102.4	101.5	103.4		7,899,000	
82,553,700	85.1	61.1	87.8		159,000	
17,802,337	23.3	29.7	3.1		17,000	
268,309,469	99.9	99.5	102.7	38.4	54,120,000	38.5
268,309,469	99.9	99.5	102.7	38.2	53,822,000	38.3
152,956,279	100.0	99.7	103.1		53,679,000	
149,233,279	100.0	99.7	102.9		45,315,000	
3,723,000	99.5	100.0	103.8		8,364,000	
115,353,190	85.0	52.4	51.1		143,000	
112,953,490	90.4	52.4	65.1			
2,399,700	24.0	55.6	5.1			
0	100.1	100.0	101.9	0.2	298,000	0.2
18,659,459	101.0	98.8	106.8	1.3	1,888,000	1.3
18,659,459	99.1	98.8	103.9	1.3	1,793,000	1.3
7,804,856	99.2	99.6	104.0		1,787,000	
10,854,603	82.4	31.2	102.1		6,000	
0	142.3	100.0	179.6	0.0	95,000	0.0
0	109.9	100.0	106.0	3.3	4,428,000	3.2
0	109.9	100.0	106.0		4,427,999	
0	0.0	0.0	0.0		1	
0	84.5	100.0	81.3	0.0	100	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	120.9	100.0	122.0	0.0	38,900	0.0
0	120.9	100.0	122.0		38,899	
0	0.0	0.0	0.0		1	
14,745,600	100.5	99.7	99.9	3.1	4,357,000	3.1
10,632,400	100.5	99.8	101.7		4,346,000	
4,113,200	101.1	68.9	10.6		11,000	
62,255,173	99.9	99.4	102.4	7.6	10,769,000	7.7
35,376,203	99.9	99.7	102.6		10,736,000	
26,878,970	92.6	52.3	65.3		33,000	

(5) 令和4年度市税決算概況

令和4年度の市税収入は、前年度対比1.4%増の1,398億円余で、前年度を約19億5千万円上回る決算となった。

① 市民税（個人）

納税義務者数の減少や、寄附金税額控除など税額控除額の増加による減収が生じたものの、一人当たりの所得の増加や収納率の向上などにより、概ね前年度並みの収入となった。

② 市民税（法人）

法人収益の増加により現年度課税分は増収となったが、滞納繰越分については、調定額、収納額が減少したため、全体では前年度対比1.7%減で約1億4千万円の減収となった。

③ 固定資産税

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として設けられていた「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る特例」が終了したこと、及び家屋の新增築等により、前年度対比2.7%増で約14億3千万円の増収となった。

④ 軽自動車税

税率の高い軽四輪車の課税台数の増加や、消費税率引き上げに伴い導入された軽減措置の終了により、前年度対比6.8%増で約1億2千万円の増収となった。

⑤ 市たばこ税

課税本数の増加及び令和3年10月の税率の引上げの影響の通年度化により、前年度対比6.0%増で約2億6千万円の増収となった。

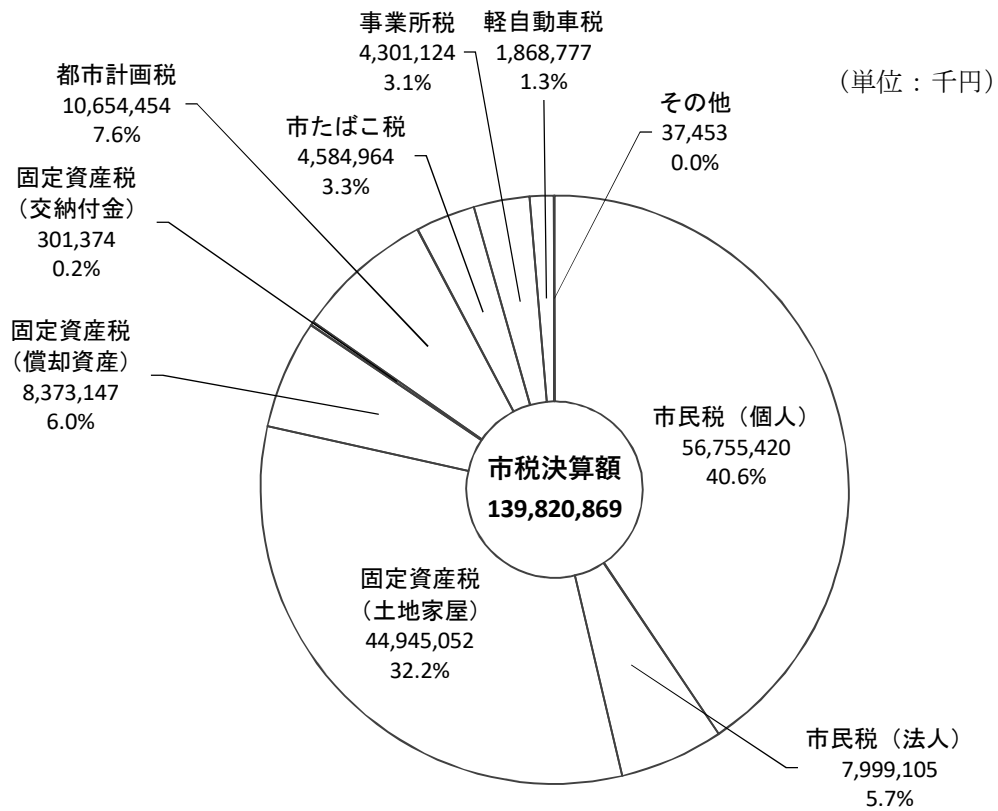
⑥ 事業所税

現年度課税分については、事業所床面積及び従業者給与総額の増加による増収が生じたものの、滞納繰越分については、調定額、収納額が減少したため、全体では概ね前年度並みの収入となった。

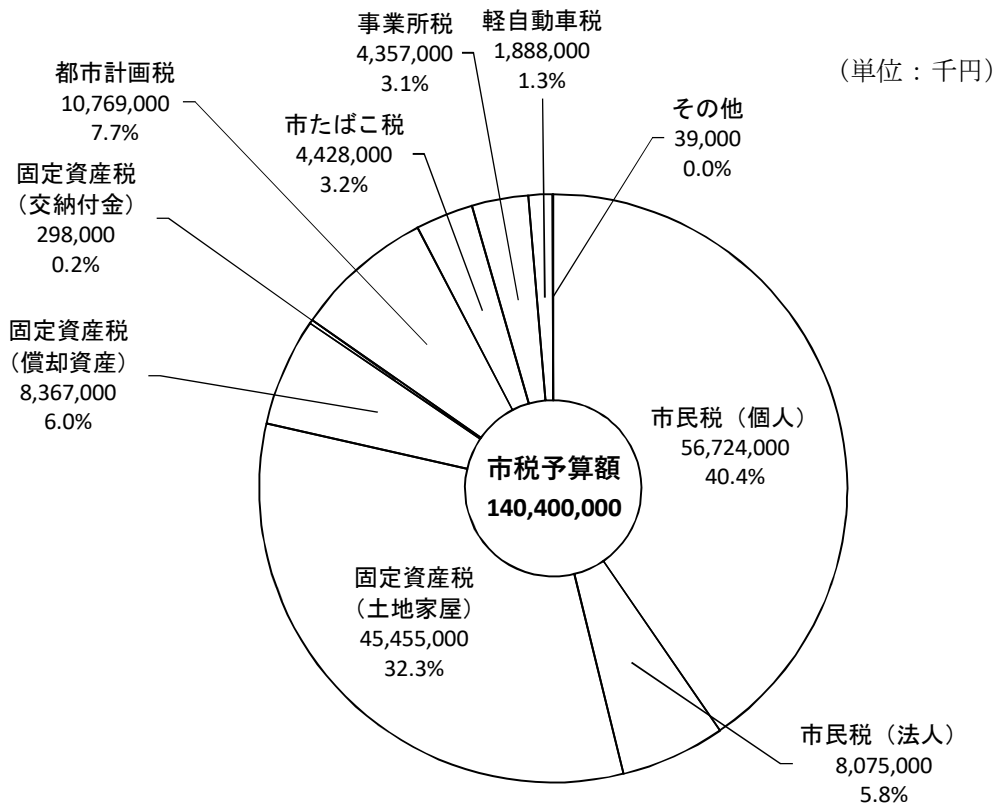
⑦ 都市計画税

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として設けられていた「中小事業者等が所有する事業用家屋に係る特例」が終了したこと等により、前年度対比2.4%増で約2億5千万円の増収となった。

令和4年度市税決算額



令和5年度市税予算額 (当初)



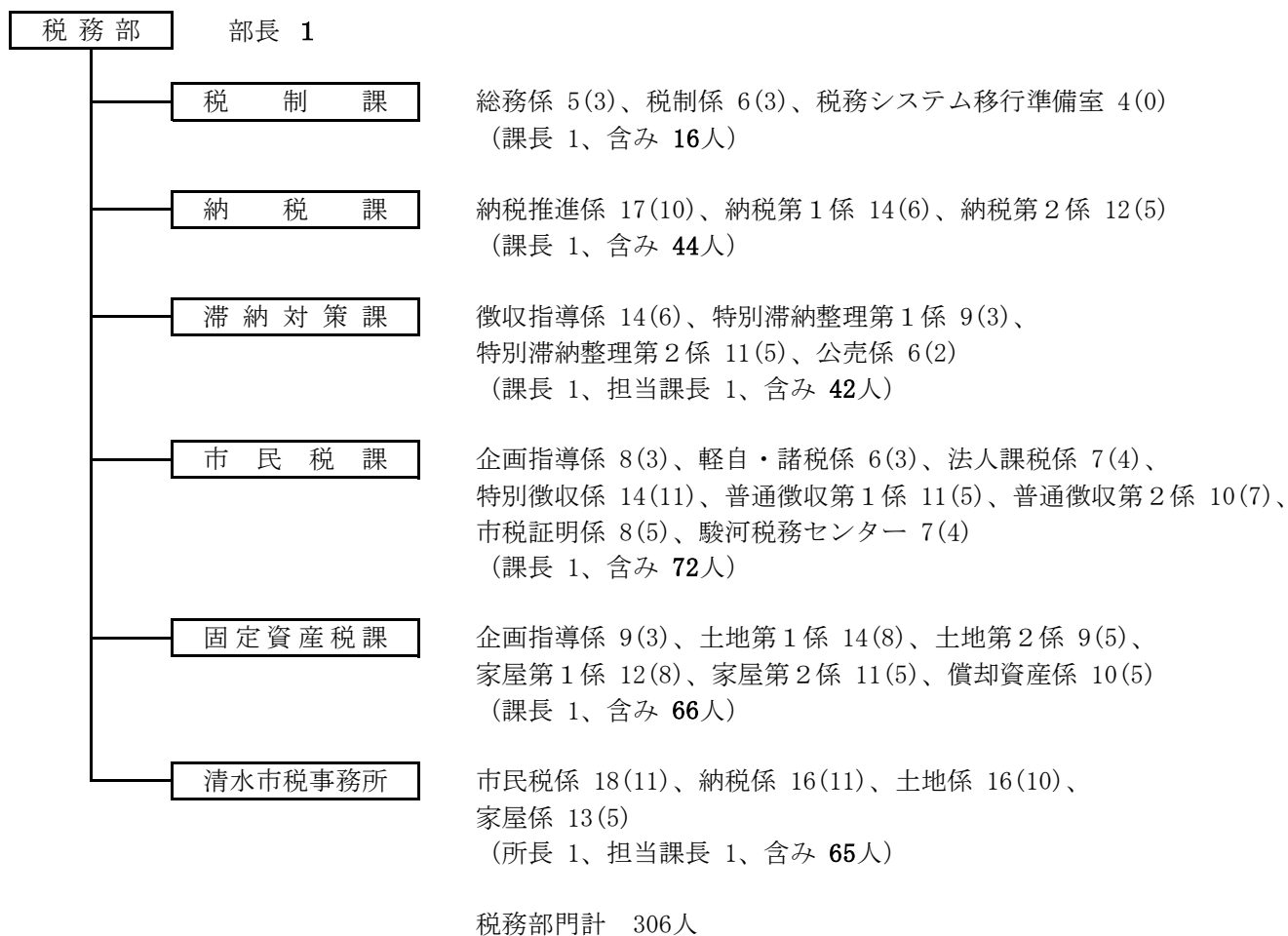
(6) 税負担額累年比較

区分	収入済額 千円	収入済額に対する			人口 人	世帯数 世帯	
		1世帯 当たり 円	1人 当たり 円	1人当たり 前年対比 %			
平成 30 年度	市税総額	139,921,698	446,163	198,109	110.7	706,287 313,611	
	1 普通税	市民税	66,429,805	211,822	94,055		125.7
		固定資産税	53,037,080	169,117	75,093		99.7
		その他	5,700,624	18,177	8,071		99.9
	2 目的税	14,754,189	47,046	20,890	100.5		
令和 元 年度	市税総額	142,602,556	451,577	203,023	102.5	702,395 315,788	
	1 普通税	市民税	68,471,193	216,826	97,482		103.6
		固定資産税	53,522,650	169,489	76,200		101.5
		その他	5,787,150	18,326	8,239		102.1
	2 目的税	14,821,563	46,935	21,101	101.0		
令和 2 年度	市税総額	139,758,947	439,600	200,149	98.6	698,275 317,923	
	1 普通税	市民税	65,373,145	205,626	93,621		96.0
		固定資産税	53,840,003	169,349	77,104		101.2
		その他	5,744,824	18,070	8,227		99.9
	2 目的税	14,800,975	46,555	21,196	100.5		
令和 3 年度	市税総額	137,874,554	430,666	198,582	99.2	694,296 320,143	
	1 普通税	市民税	64,871,437	202,633	93,435		99.8
		固定資産税	52,187,431	163,013	75,166		97.5
		その他	6,074,703	18,975	8,749		106.3
	2 目的税	14,740,983	46,045	21,232	100.2		
令和 4 年度	市税総額	139,820,869	435,141	202,910	102.2	689,079 321,323	
	1 普通税	市民税	64,754,525	201,525	93,973		100.6
		固定資産税	53,619,573	166,871	77,813		103.5
		その他	6,453,826	20,085	9,366		107.1
	2 目的税	14,992,945	46,660	21,758	102.5		

- (注) 1. その他：軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税
2. 目的税：入湯税、事業所税、都市計画税
3. 人口・世帯数は、前年12月31日現在。

3. 税務に関すること

(1) 税務機構（令和5年4月1日現在）



- (注) 1. () は、女性内数。
 2. 再任用短時間勤務職員を含む。(滞納対策課 1人)
 3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課 2人)
 4. 会計年度任用職員を含む。

(2) 事務分掌 (令和5年4月1日現在)

部 名	課 名	分 掌 事 務
税 務 部	税 制 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務に係る政策及び調整に関すること。 2 税務制度の調査研究及び税務諸統計に関すること。 3 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。 4 固定資産評価審査委員会に関すること。 5 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）並びに市税に係る督促手数料、延滞金及び加算金、県民税徴収取扱委託金並びに国有資産等所在市交付金（7及び8において「市税等」という。）の調定に関すること。 6 市税の賦課事務（調定に係るものに限る。）に係る指導に関すること。 7 市税等の収入見込みに関すること。 8 市税等の決算に関すること。 9 納税思想の高揚及び税務広報に関すること。 10 部の庶務に関すること。
	納 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税並びに市税に係る督促手数料、延滞金及び加算金（以下「徴収金」という。）の収納事務に係る企画に関すること。 2 徴収金の徴収に関すること。 3 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（市長が定めるものに限る。）。 4 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（市長が定めるものに限る。）。 5 徴収金の収入整理に関すること。 6 徴収金の納付相談に関すること（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）。 7 市税の口座振替に関すること。 8 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	滞 納 対 策 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の徴収事務及び滞納処分事務に係る企画及び指導に関すること。 2 徴収金の徴収に関すること。 3 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（市長が定めるものに限る。）。 4 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（市長が定めるものに限る。）。 5 静岡地方税滞納整理機構に関すること。 6 債権管理の総括に関すること。 7 債権管理委員会に関すること。

部 名	課 名	分 掌 事 務
税 務 部	市 民 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに賦課事務及び市税の証明事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 2 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税、法人等の市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税並びに事業所税の賦課及び賦課事務に係る企画に関すること。 3 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 4 市税に係る証明に関すること。 5 固定資産課税台帳に係る公簿の閲覧及びこれらの写しの交付並びに地籍図の写しの交付に関すること。 6 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	固 定 資 産 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 償却資産に係る固定資産税及び特別土地保有税の賦課及び賦課事務に係る企画に関すること。 2 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに賦課事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 3 土地及び家屋に係る固定資産の評価（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに評価事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 4 国有資産等所在市交付金の調査及び請求に関すること（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）。 5 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	清 水 市 税 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の徴収に関すること。 2 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。 3 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。 4 徴収金の納付相談に関すること。 5 土地及び家屋に係る固定資産の評価に関すること。 6 普通徴収に係る個人の市民税及び県民税、土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。 7 土地及び家屋に係る国有資産等所在市交付金対象資産の調査に関すること。 8 清水区役所地域総務課及び清水区選挙管理委員会事務局との連携に関すること。

(3) 税務職員の配置状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	部長	参与兼 課長	課長 所長	担当 課長	参事	課長補佐 所長補佐	駿河税務 センター 所長	主幹	係長	副主幹	主査	主任主事 主任技師	主事	会計年度 任用職員	計
税 務 部	1														1
税 制 課		1													1
総務係									1		(1) 2			(2) 2	(3) 5
税制係									1		(2) 4	(1) 1			(3) 6
税務システム 移行準備室						(室長兼務) 1					1	2			4
計		1				1			2		(3) 7	(1) 3		(2) 2	(6) 16
納 税 課		1													1
納税推進係						(係長兼務) 1					2	(3) 4	(2) 4	(5) 6	(10) 17
納税第1係							(係長兼務) 1				2	(1) 4	(2) 2	(3) 5	(6) 14
納税第2係							(係長兼務) 1		1		2	(1) 2		(3) 5	(5) 12
計		1				1		(1) 2	1		6	(5) 10	(4) 7	(11) 16	(21) 44
滞 納 対 策 課			1	1											2
徴収指導係						(係長兼務) 1		1			5	(1) 2		(5) 5	(6) 14
特別滞納整理 第1係									1		(1) 2	(1) 2	(1) 4		(3) 9
特別滞納整理 第2係									1		1	(3) 6	(2) 3		(5) 11
公 売 係							(係長兼務) 1				1	(2) 4			(2) 6
計			1	1		1		2	2		(1) 9	(7) 14	(3) 7	(5) 5	(16) 42
市 民 税 課			1												1
企画指導係						(副主幹兼務) 1	(係長兼務) 1				1	(2) 2	2	(1) 1	(3) 8
軽自・諸税係									1		(1) 2			(2) 3	(3) 6
法人課税係									1		1	(3) 3	1	(1) 1	(4) 7
特別徴収係									1			(2) 4	(1) 1	(8) 8	(11) 14
普通徴収 第1係						(係長兼務) 1					(1) 2	(2) 3	(2) 5		(5) 11
普通徴収 第2係									1		(2) 2	(3) 4	(1) 2	(1) 1	(7) 10
市税証明係									1			(1) 2		(4) 5	(5) 8
駿河税務 センター							1				2			(4) 4	(4) 7
計			1		1	2	1		5		(4) 10	(13) 18	(4) 11	(21) 23	(42) 72

(単位：人)

区 分	部長	参与兼 課 長	課長 所長	担当 課長	参事	課長補佐 所長補佐	駿河税務 センター 所 長	主幹	係長	副主幹	主査	主任主事 主任技師	主事	会計年度 任用職員	計
固定資産税課			1												1
企画指導係		(課長補佐兼務)	(企画指導係長事務取扱)		1						3	(2) 2	1	(1) 2	(3) 9
土地第1係							(係長兼務)	1			(1) 2	(5) 8	(1) 1	(1) 2	(8) 14
土地第2係								1			(1) 2	(2) 2	(2) 3	1	(5) 9
家屋第1係		(課長補佐兼務)	(家屋第1係長事務取扱)		1							(4) 6	(3) 4	(1) 1	(8) 12
家屋第2係								1				(3) 6	(2) 3	1	(5) 11
償却資産係								1			2	2	(1) 1	(4) 4	(5) 10
計			1		2			1	3		(2) 9	(16) 26	(9) 13	(7) 11	(34) 66
清水市税事務所			(所長補佐兼務) 1	1											2
市民税係						(係長兼務) 1					(1) 4	(2) 5	(3) 3	(5) 5	(11) 18
納税係							(係長兼務) 1			1	(2) 3	(1) 1	(1) 2	(7) 8	(11) 16
土地係								1				(6) 9	(2) 4	(2) 2	(10) 16
家屋係								1			(2) 4	(3) 6	2		(5) 13
計			1	1		1		1	2	1	(5) 11	(12) 21	(6) 11	(14) 15	(37) 65
合 計	1	2	4	2	3	6	1	(1) 6	14	2	(15) 52	(54) 92	(26) 49	(60) 72	(156) 306

(注) 1. 上段 () は、女性内数。

2. 再任用短時間勤務職員を含む。(滞納対策課 1人)

3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課 2人)

(4) 税務職員年齢別調 (令和5年4月1日現在)

区 分	25才未満 人	30才未満 人	40才未満 人	50才未満 人	50才以上 人	計 人	平均年令 歳
税 制 課	0	1	5	4	5	15	42.8
納 税 課	7	2	8	4	7	28	37.8
滞 納 対 策 課	7	5	13	4	8	37	37.6
市 民 税 課	10	6	15	8	10	49	36.7
固 定 資 産 税 課	9	11	21	7	7	55	35.3
清 水 市 税 事 務 所	7	7	13	6	17	50	39.6
計	40	32	75	33	54	234	37.6

- (注) 1. 税務部長は、税制課に含む。
 2. 再任用短時間勤務職員を含む。(滞納対策課1人)
 3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課2人)
 4. 会計年度任用職員は含まない。

(5) 税務職員税務経験年数調 (令和5年4月1日現在)

区 分	1年未満 人	2年未満 人	3年未満 人	5年未満 人	10年未満 人	10年以上 人	計 人	平均経験年数 年
税 制 課	0	0	0	3	4	8	15	9.3
納 税 課	2	4	6	2	6	8	28	6.3
滞 納 対 策 課	5	2	4	7	9	10	37	6.8
市 民 税 課	7	2	8	10	11	11	49	6.0
固 定 資 産 税 課	8	6	7	9	11	14	55	6.5
清 水 市 税 事 務 所	6	6	5	5	16	12	50	6.7
計	28	20	30	36	57	63	234	6.6

- (注) 1. 税務部長は、税制課に含む。
 2. 再任用短時間勤務職員を含む。(滞納対策課1人)
 3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課2人)
 4. 会計年度任用職員は含まない。
 5. 税務経験年数は、臨時の期間を除き通算した。

(6) 市税の徴収に要する経費調

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1)	市 税 (千円)	139,921,698	142,602,556	139,758,947	137,874,554	139,820,869
(2)	個人 の 県 民 税 (千円)	16,375,332	14,825,570	14,747,352	14,686,470	14,664,804
(3)	合 計 (千円)	156,297,030	157,428,126	154,506,299	152,561,024	154,485,673
(4)	基 本 給 (千円)	862,293	869,704	869,365	853,339	833,685
(5)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	73,162	61,208	67,323	66,149	41,735
(6)	税 務 特 別 手 当 (千円)	936	751	618	661	600
(7)	そ の 他 の 手 当 (千円)	396,187	395,905	385,985	366,359	370,514
(8)	諸 手 当 (小 計) (千円)	470,285	457,864	453,926	433,169	412,849
(9)	共 済 組 合 負 担 金 等 (千円)	281,182	269,067	256,547	—	—
(10)	報 酬 (千円)	0	107,389	136,696	135,304	138,424
(11)	そ の 他 (千円)	552	171	170	267,361	270,181
(12)	計 (千円)	1,614,312	1,704,195	1,716,704	1,689,173	1,655,139
(13)	旅 費 (千円)	3,702	3,205	5,483	5,415	6,302
(14)	賃 金 (千円)	154,082	34,102	0	—	—
(15)	そ の 他 (千円)	517,666	501,139	399,310	396,655	535,567
(16)	計 (千円)	675,450	538,446	404,793	402,070	541,869
(19)	報 奨 金 及 び 類 する 経 費	—	—	—	—	—
(20)	納 期 前 納 付 の 報 奨 金 (千円)	—	—	—	—	—
(21)	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金 (千円)	—	—	—	—	—
(22)	納 税 奨 励 金 (千円)	—	—	—	—	—
(23)	そ の 他 (千円)	8,864	11,597	12,052	11,024	11,220
(24)	計 (千円)	8,864	11,597	12,052	11,024	11,220
(25)	そ の 他 (千円)	51,008	55,797	56,599	60,625	70,015
(26)	合 計 (千円)	2,349,634	2,310,035	2,190,148	2,162,892	2,278,243
(27)	納 税 義 務 者 数 等 を 基 準 に し た 金 額 (千円)	1,087,407	1,150,197	1,164,317	1,245,723	1,156,653
(28)	報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額 (千円)	1,020	0	0	0	0
(29)	合 計 (千円)	1,088,427	1,150,197	1,164,317	1,245,723	1,156,653
(30)	(25) - (28) (千円)	1,261,207	1,159,838	1,025,831	917,169	1,121,590
(31)	税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 (25) / (3) (%)	1.5	1.5	1.4	1.4	1.5
(32)	(29) / (1) (%)	0.9	0.8	0.7	0.7	0.8
(33)	徴 税 職 員 (人)	237	236	225	227	222
(34)	総 務 関 係 (人)	26	26	24	23	31
(35)	課 税 関 係 (人)	144	143	136	136	128
(36)	徴 収 関 係 (人)	67	67	65	68	63
(37)	会 計 年 度 任 用 職 員 等 (ほ か 臨 時 職 員) (人)	54	53	65	66	67

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。なお、令和4年度の様式改正により列番号が変更となったが、本表では令和3年度調査までの列番号を使用している。

課 賦 Ⅱ

1. 市民税に関すること

(1) 個人市民税・県民税賦課額の推移

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通徴収	市民税	均等割	265,094,000	262,702,900	242,923,400	220,624,100	243,489,000
		所得割	10,751,217,600	10,936,480,600	9,513,217,800	8,089,049,100	10,597,010,900
		計	11,016,311,600	11,199,183,500	9,756,141,200	8,309,673,200	10,840,499,900
	県民税	均等割	145,682,600	144,158,900	133,357,700	121,077,800	133,478,600
		所得割	2,670,555,500	2,721,943,400	2,366,483,700	2,013,174,600	2,627,678,400
		計	2,816,238,100	2,866,102,300	2,499,841,400	2,134,252,400	2,761,157,000
特別徴収	市民税	均等割	989,053,900	1,002,903,600	1,011,371,400	1,022,446,900	1,025,089,700
		所得割	43,616,967,300	44,252,856,500	44,727,610,200	43,988,908,800	44,231,700,300
		計	44,606,021,200	45,255,760,100	45,738,981,600	45,011,355,700	45,256,790,000
	県民税	均等割	540,657,500	547,631,900	552,088,900	558,037,400	559,496,600
		所得割	10,867,268,900	11,034,124,500	11,155,560,200	10,946,507,300	11,020,820,700
		計	11,407,926,400	11,581,756,400	11,707,649,100	11,504,544,700	11,580,317,300
合 計	市民税	均等割	1,254,147,900	1,265,606,500	1,254,294,800	1,243,071,000	1,268,578,700
		所得割	54,368,184,900	55,189,337,100	54,240,828,000	52,077,957,900	54,828,711,200
		計	55,622,332,800	56,454,943,600	55,495,122,800	53,321,028,900	56,097,289,900
	県民税	均等割	686,340,100	691,790,800	685,446,600	679,115,200	692,975,200
		所得割	13,537,824,400	13,756,067,900	13,522,043,900	12,959,681,900	13,648,499,100
		計	14,224,164,500	14,447,858,700	14,207,490,500	13,638,797,100	14,341,474,300
合 計			69,846,497,300	70,902,802,300	69,702,613,300	66,959,826,000	70,438,764,200

(注) この表は、当初賦課額による。(特別徴収分については、6月～翌年5月分までの課税分である。)

(2) 個人市民税納税義務者の推移

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通徴収	均等割・所得割の者	75,099	74,682	68,974	63,904	69,733
	均等割のみの者	10,793	10,659	10,125	9,397	9,898
	所得割のみの者	256	268	286	521	308
	計	86,148	85,609	79,385	73,822	79,939
特別徴収	均等割・所得割の者	287,764	292,177	294,323	297,781	298,780
	均等割のみの者	15,862	15,997	15,979	16,562	17,201
	所得割のみの者	579	551	520	731	744
	計	304,205	308,725	310,822	315,074	316,725
合 計	均等割・所得割の者	362,863	366,859	363,297	361,685	368,513
	均等割のみの者	26,655	26,656	26,104	25,959	27,099
	所得割のみの者	835	819	806	1,252	1,052
	計	390,353	394,334	390,207	388,896	396,664

(注) この表は、当初調定による。

(単位：円)

令和5年度				
合計	全市	葵区	駿河区	清水区
243,053,500	—	89,266,800	77,665,500	76,121,200
11,252,149,100	—	4,165,107,200	4,199,630,100	2,887,411,800
11,495,202,600	—	4,254,374,000	4,277,295,600	2,963,533,000
133,316,100	—	48,962,700	42,649,600	41,703,800
2,798,416,900	—	1,036,288,800	1,046,396,300	715,731,800
2,931,733,000	—	1,085,251,500	1,089,045,900	757,435,600
1,026,975,800	1,026,975,800	—	—	—
45,017,805,900	45,017,805,900	—	—	—
46,044,781,700	46,044,781,700	—	—	—
560,475,200	560,475,200	—	—	—
11,218,225,300	11,218,225,300	—	—	—
11,778,700,500	11,778,700,500	—	—	—
1,270,029,300	1,026,975,800	89,266,800	77,665,500	76,121,200
56,269,955,000	45,017,805,900	4,165,107,200	4,199,630,100	2,887,411,800
57,539,984,300	46,044,781,700	4,254,374,000	4,277,295,600	2,963,533,000
693,791,300	560,475,200	48,962,700	42,649,600	41,703,800
14,016,642,200	11,218,225,300	1,036,288,800	1,046,396,300	715,731,800
14,710,433,500	11,778,700,500	1,085,251,500	1,089,045,900	757,435,600
72,250,417,800	57,823,482,200	5,339,625,500	5,366,341,500	3,720,968,600

(単位：人)

令和5年度				
合計	全市	葵区	駿河区	清水区
70,257	—	25,815	22,444	21,998
9,931	—	3,690	2,970	3,271
371	—	153	112	106
80,559	—	29,658	25,526	25,375
299,992	299,992	—	—	—
17,298	17,298	—	—	—
762	762	—	—	—
318,052	318,052	—	—	—
370,249	299,992	25,815	22,444	21,998
27,229	17,298	3,690	2,970	3,271
1,133	762	153	112	106
398,611	318,052	29,658	25,526	25,375

(3) 令和5年度個人市民税の納税義務者等に関する調

区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
	A 人	B 千円	C 人	D 千円	E 千円
所得者区分					
給与所得者	10,989	34,018	271,783	948,720	45,647,675
営業等所得者	2,260	7,826	14,405	50,393	3,096,928
農業所得者	142	494	360	1,260	42,625
その他の所得者	11,484	39,322	52,299	183,010	7,338,905
家屋敷等のみ	339	1,182	-	-	-
計	25,214	82,842	338,847	1,183,383	56,126,133

(注) この調は、市町村税課税状況等の調による。

(4) 課税標準額段階別令和5年度分所得割額等に関する調(合計表)

区分	納税義務者数			総所得金額等 千円	所得控除額 千円	課税標準額 千円
	有資格者 人	失格者 人	計 人			
課税標準額の段階別						
10万円以下の金額	4,265	8,420	12,685	9,113,965	8,896,023	7,381,268
10万円を超え 100万円以下	104,500	4,597	109,097	157,063,786	96,957,184	64,928,771
100万円 " 200万円 "	89,667	6,058	95,725	247,633,983	107,460,027	144,736,996
200万円 " 300万円 "	49,478	6,321	55,799	214,908,766	78,415,836	139,485,433
300万円 " 400万円 "	26,631	2,073	28,704	148,437,855	49,344,106	101,377,549
400万円 " 550万円 "	19,251	144	19,395	127,155,465	38,046,258	90,869,009
550万円 " 700万円 "	6,487	4	6,491	53,693,159	13,841,964	41,753,267
700万円 " 1,000万円 "	5,193	0	5,193	53,960,259	11,201,671	44,649,885
1,000万円を超える金額	5,758	0	5,758	138,932,315	13,241,138	154,052,115
合計	311,230	27,617	338,847	1,150,899,553	417,404,207	789,234,293

(注) 1. この調は、市町村税課税状況等の調による。

2. 有資格者は、所得税の納税義務のある者、失格者はそれ以外。

3. 所得金額は、総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額を表示。

4. 税額控除額は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除の合計額を表示。

合 計				納税義務者数 A+C 人
均等割を納める者		所得割を納めるもの		
納税義務者数 A+C 人	均等割額 B+D 千円	納税義務者数 C 人	所得割額 E 千円	
282,772	982,738	271,783	45,647,675	282,772
16,665	58,219	14,405	3,096,928	16,665
502	1,754	360	42,625	502
63,783	222,332	52,299	7,338,905	63,783
339	1,182	—	—	339
364,061	1,266,225	338,847	56,126,133	364,061

算出税額 千円	税額控除 千円	税額調整 千円	配当割額 の控除額 千円	株式等譲渡 所得割額の 控 除 額 千円	所得割額		
					有資格者 千円	失格者 千円	計 千円
318,365	23,894	35	1,028	1,578	278,513	13,317	291,830
4,998,178	428,720	2,267	6,265	4,986	4,490,319	65,621	4,555,940
11,392,799	886,136	1,067	9,387	6,769	10,135,993	353,447	10,489,440
11,037,515	925,726	0	6,184	4,708	9,349,483	751,414	10,100,897
8,017,830	521,241	0	6,661	6,698	7,077,186	406,044	7,483,230
7,198,658	419,663	0	4,284	2,397	6,733,578	38,736	6,772,314
3,264,353	218,154	0	3,391	2,266	3,039,054	1,488	3,040,542
3,496,089	257,035	0	2,009	3,103	3,233,942	0	3,233,942
11,190,387	926,616	0	16,252	89,521	10,157,998	0	10,157,998
60,914,174	4,607,185	3,369	55,461	122,026	54,496,066	1,630,067	56,126,133

(5) 個人市民税・県民税負担額累年比較

(単位：円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 一 人 当 り	市民税	78,753	80,375	79,475	76,799	81,409	84,155
	県民税	20,139	20,569	20,347	19,644	20,813	21,515
	計	98,893	100,944	99,821	96,443	102,222	105,670
一 世 帯 当 り	市民税	177,361	178,775	174,555	166,554	174,582	178,090
	県民税	45,356	45,752	44,688	42,602	44,633	45,530
	計	222,717	224,527	219,244	209,156	219,215	223,620
納 税 義 務 者 一 人 当 り	市民税	142,492	143,165	142,220	137,109	141,423	144,351
	県民税	36,439	36,639	36,410	35,071	36,155	36,904
	計	178,932	179,804	178,630	172,179	177,578	181,255

(注) 1. この表は、当初賦課額による。(特別徴収分については、6月～翌年5月までの課税分である。)
2. 毎年、賦課期日(1月1日)現在の住民基本台帳人口及び世帯数を基礎とした。

(6) 市民税特別徴収義務者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別徴収義務者数	24,680	24,696	24,757	24,597	24,766	25,058

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。(令和2年度に限り7月更正分を含む)

(7) 個人県民税払込確定あん分率の推移

年 度	率
平 成 3 0 年 度	0.229470247106
令 和 元 年 度	0.205888744835
令 和 2 年 度	0.205407440315
令 和 3 年 度	0.205523409055
令 和 4 年 度	0.205288397985

(注) この表は、地方税法施行令第8条第3項の規定により、県民税を払込む場合のあん分率について記載
ものである。

(8) 法人市民税調定額の推移（現年課税分）

区 分	均等割額 千円	法人税割額 千円	計 千円	前年度比 %	納税義務者数 人
平成30年度	2,567,093	9,276,730	11,843,823	109.8	22,137
令和元年度	2,578,182	8,857,659	11,435,841	96.6	22,032
令和2年度	2,561,827	6,399,529	8,961,356	78.4	22,048
令和3年度	2,543,701	5,166,408	7,710,109	86.0	22,186
令和4年度	2,577,840	5,378,251	7,956,091	103.2	22,473

(注) 納税義務者数は、市町村税課税状況等の調による。

(9) 令和4年度法人市民税月別調定額（現年課税分）

区 分	均等割額 円	法人税割額 円	計 円	構成比 %
4月	130,957,800	197,987,500	328,945,300	4.1
5月	271,160,600	457,136,000	728,296,600	9.2
6月	504,635,100	1,230,947,600	1,735,582,700	21.8
7月	326,205,500	679,051,600	1,005,257,100	12.6
8月	154,566,400	316,033,100	470,599,500	5.9
9月	110,847,000	143,284,600	254,131,600	3.2
10月	149,196,900	149,419,900	298,616,800	3.8
11月	411,199,100	1,046,056,600	1,457,255,700	18.3
12月	93,872,700	117,245,900	211,118,600	2.6
1月	192,401,100	560,091,800	752,492,900	9.5
2月	112,719,900	172,097,100	284,817,000	3.6
3月	120,078,200	308,899,400	428,977,600	5.4
計	2,577,840,300	5,378,251,100	7,956,091,400	100.0

(10) 法人市民税業態別調定額及び義務者数

業態別	平成30年度		令和元年度	
	義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円
製 造 業	2,259	1,414,270	2,215	1,513,621
新 聞 ・ 出 版 ・ 印 刷 業	229	99,445	229	84,063
機 械 器 具 製 造 業	785	1,779,863	792	1,110,742
卸 売 業	2,305	1,190,066	2,288	1,266,021
小 売 業	2,747	817,189	2,697	816,815
建 設 業	2,988	1,038,974	2,990	995,986
運 輸 ・ 倉 庫 業	674	1,169,529	686	1,217,065
放 送 業	36	66,999	34	59,969
電 気 ・ ガ ス 供 給 業	42	266,715	45	251,369
電 信 ・ 電 話 業	20	84,127	20	130,351
サ ー ビ ス 業	4,853	1,381,282	4,909	1,482,382
旅 館 ・ 飲 食 業	917	172,905	888	174,720
一 次 産 業 ・ 鉱 業	133	23,416	130	29,670
銀 行 ・ 信 託 業	66	1,052,911	66	1,162,174
そ の 他 の 金 融 業	69	84,471	73	98,550
証 券 ・ 商 品 取 引 業	49	107,881	50	40,818
保 険 ・ 保 険 サ ー ビ ス 業	294	581,142	286	555,968
不 動 産 業	1,520	437,846	1,541	361,635
教 育	77	18,522	80	17,383
分 類 不 能	548	56,270	550	66,539
合 計	20,611	11,843,823	20,569	11,435,841

(注) この表は、各年度別決算による。

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円
2,199	1,099,204	2,148	1,160,025	2,103	1,298,611
224	79,091	211	61,729	209	65,454
785	729,374	777	456,262	768	588,868
2,247	990,960	2,220	884,354	2,155	893,602
2,656	713,216	2,645	745,932	2,619	663,149
3,015	952,779	3,080	789,574	3,102	786,340
695	884,771	690	325,695	684	322,626
36	47,661	34	31,900	33	45,663
46	219,606	49	256,750	54	141,203
22	95,508	16	73,069	16	52,518
5,070	1,321,509	5,224	1,085,721	5,281	1,252,008
903	125,987	888	112,240	912	137,283
137	24,472	136	20,496	130	21,746
66	650,318	67	781,503	63	735,990
70	82,706	69	52,381	64	43,325
58	75,184	61	93,092	60	40,107
281	456,404	279	408,921	281	449,855
1,547	327,378	1,573	290,867	1,612	325,842
75	21,104	77	16,091	71	16,974
570	64,124	636	63,507	713	74,927
20,702	8,961,356	20,880	7,710,109	20,930	7,956,091

(11) 法人市民税資本金別均等割額及び義務者数

区分	平成30年度		令和元年度	
	義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円
資本金別				
資本金等の額が1千万円以下である法人で 従業者数の合計数が50人を超えるもの	166	19,780	168	20,110
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	3,305	418,957	3,256	420,151
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	338	50,938	337	50,492
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	1,231	191,113	1,164	187,512
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	154	61,167	158	63,993
資本金等の額が10億円を超える法人で 従業者数の合計数が50人以下であるもの	1,431	561,787	1,387	564,667
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	86	148,167	82	143,500
資本金等の額が50億円を超える法人で 従業者数の合計数が50人を超えるもの	138	419,660	136	415,500
上記に掲げる以外の法人、法人でない社団等	14,263	695,524	14,162	712,257
合 計	21,112	2,567,093	20,850	2,578,182

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。

令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円
164	19,460	155	18,380	150	17,850
3,264	416,472	3,255	413,462	3,252	416,233
359	53,830	353	53,092	341	50,850
1,229	194,383	1,239	193,046	1,242	190,472
154	62,233	149	59,033	155	61,899
1,375	550,940	1,369	540,869	1,354	534,282
94	162,350	88	151,010	87	149,287
137	414,750	137	407,500	142	416,160
14,329	687,409	14,464	707,309	14,725	740,807
21,105	2,561,827	21,209	2,543,701	21,448	2,577,840

2. 固定資産税に関すること

(1) 固定資産税調定額等の推移

ア 調定額

(単位：円)

区 分	土 地	家 屋	小 計	償 却 資 産	交 納 付 金	計
平成30年度	23,333,189,300	21,031,198,800	44,364,388,100	8,360,873,500	303,070,000	53,028,331,600
令和元年度	23,155,406,900	21,611,516,500	44,766,923,400	8,392,681,100	297,233,100	53,456,837,600
令和2年度	15,887,005,400	15,269,305,200	31,156,310,600	8,458,878,500	295,657,300	39,910,846,400
令和3年度	22,642,129,600	21,033,445,800	43,675,575,400	8,068,386,100	295,766,000	52,039,727,500
令和4年度	22,606,991,300	22,322,827,900	44,929,819,200	8,372,788,100	298,915,200	53,601,522,500
葵 区	8,255,678,900	8,364,104,000	16,619,782,900	4,118,216,000	—	20,737,998,900
駿 河 区	7,536,622,300	7,077,132,200	14,613,754,500	1,515,259,300	—	16,129,013,800
清 水 区	6,814,690,100	6,881,591,700	13,696,281,800	2,739,312,800	—	16,435,594,600
そ の 他	0	0	0	0	298,915,200	298,915,200

※太字は基準年度

イ 納税義務者

(単位：人)

区 分	土地・家屋	償 却 資 産	合 計
平成30年度	267,021	9,801	276,822
令和元年度	267,325	9,989	277,314
令和2年度	267,468	10,094	277,562
令和3年度	267,457	9,184	276,641
令和4年度	267,599	10,084	277,683

※太字は基準年度

(注) 毎年度、出納閉鎖日現在の調定額及び納税義務者である。

(2) 年度別評価等状況の推移

区 分		平成30年度	令和元年度	
土 地	田	評価総筆数 (筆)	23,087	22,915
		評価総地積 (㎡)	8,068,950	7,967,604
		決定価格 (総額) (千円)	659,950	650,911
		平均価格 (円/㎡)	82	82
	畑	評価総筆数 (筆)	173,059	172,882
		評価総地積 (㎡)	88,070,293	87,854,666
		決定価格 (総額) (千円)	4,200,577	4,190,786
		平均価格 (円/㎡)	48	48
	宅 地	評価総筆数 (筆)	482,713	483,279
		評価総地積 (㎡)	68,286,269	68,483,427
		決定価格 (総額) (千円)	4,107,970,510	4,086,942,565
		平均価格 (円/㎡)	60,158	59,678
	山 林	評価総筆数 (筆)	113,486	113,627
		評価総地積 (㎡)	582,762,338	583,007,237
		決定価格 (総額) (千円)	5,628,248	5,633,165
		平均価格 (円/㎡)	10	10
その他	評価総筆数 (筆)	73,445	73,283	
	評価総地積 (㎡)	27,442,265	27,306,707	
	決定価格 (総額) (千円)	393,866,598	388,982,847	
	平均価格 (円/㎡)	14,352	14,244	
家 屋	木 造	棟数 (棟)	241,844	241,321
		床面積 (㎡)	20,338,719	20,434,798
		決定価格 (千円)	499,369,337	518,081,019
		単位当たり価格 (円/㎡)	24,553	25,353
	木造以外 (非木造)	棟数 (棟)	99,645	99,624
		床面積 (㎡)	24,927,868	24,967,324
		決定価格 (千円)	1,076,533,078	1,097,443,142
		単位当たり価格 (円/㎡)	43,186	43,955
償却資産 (決定価格・千円)	構 築 物		118,095,084	119,218,296
	機 械 及 び 装 置		169,831,005	171,725,143
	船 舶		2,018,092	2,321,079
	航 空 機		385,096	891,334
	車 両 及 び 運 搬 具		4,863,024	5,793,047
	工 具 器 具 及 び 備 品		84,756,783	84,585,805
	地方税法 第389条	総務大臣配分	232,667,596	229,812,172
		県知事配分	1,595,517	1,327,560

※太字は基準年度

(注) この表は、固定資産概要調書による。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
22,599	22,461	22,370	21,901
7,810,276	7,748,338	7,705,314	7,370,866
635,398	629,874	625,450	591,066
81	81	81	80
173,047	172,367	171,840	171,525
87,851,220	87,553,706	87,218,408	87,017,076
4,192,177	4,197,497	4,179,203	4,166,408
48	48	48	48
483,246	484,438	485,771	487,073
68,480,780	68,590,122	68,773,471	68,841,633
4,062,266,100	4,025,374,378	4,011,635,556	4,007,023,615
59,320	58,687	58,331	58,206
113,739	113,892	114,297	114,282
582,604,564	581,980,963	581,972,972	581,029,812
5,632,102	5,611,344	5,619,049	5,612,633
10	10	10	10
73,206	73,454	73,196	73,513
27,181,994	27,219,522	27,156,171	27,426,190
384,769,950	378,954,214	374,967,653	376,200,592
14,155	13,922	13,807	13,716
240,092	239,428	238,820	238,213
20,481,956	20,556,889	20,647,385	20,728,212
536,324,632	512,645,482	532,124,636	550,127,577
26,185	24,938	25,772	26,540
99,431	99,304	99,123	98,930
25,049,434	25,056,657	25,182,123	25,266,504
1,121,057,598	1,109,371,505	1,134,860,626	1,155,103,518
44,754	44,275	45,066	45,717
117,928,701	112,717,115	114,622,437	121,453,810
180,871,237	174,783,541	178,163,019	180,796,396
2,607,050	2,650,807	2,252,165	2,910,013
814,195	638,852	475,811	332,202
6,432,572	7,065,215	6,609,289	6,928,658
84,809,162	79,848,597	84,910,769	86,586,912
222,616,387	225,123,313	220,709,133	213,827,902
1,073,462	900,723	755,802	634,217

(3) 土地に関する調、総括表

区 分	地 積				決 定		
	非課税地積 (a) m ²	評価総地積 (b) m ²	法定免税点 未満のもの (c) m ²	法定免税点 以上のもの (b)-(c)=(d) m ²	総額 (e) 千円	法定免税点 未満のもの (f) 千円	
平成30年度	637,269,885	774,630,115	49,223,537	725,406,578	4,512,325,883	4,862,501	
令和元年度	637,280,359	774,619,641	48,846,070	725,773,571	4,486,400,274	4,901,927	
令和2年度	637,901,166	773,928,834	48,796,673	725,132,161	4,457,495,727	4,966,451	
令和3年度	638,737,349	773,092,651	49,093,989	723,998,662	4,414,767,307	5,307,891	
令和4年度	639,003,665	772,826,336	48,676,234	724,150,102	4,397,026,911	5,425,984	
令和5年度	640,144,422	771,685,577	48,252,457	723,433,120	4,393,594,314	5,522,752	
田	一般田	3,184,868	7,370,866	749,695	6,621,171	591,066	59,268
	介在田等		464,412	1,040	463,372	11,543,669	16,822
畑	一般畑	5,709,938	87,017,076	7,130,999	79,886,077	4,166,408	287,913
	介在畑等		2,531,896	61,659	2,470,237	48,527,181	115,417
宅地	小規模住宅用地		36,258,069	366,878	35,891,191	2,316,058,471	4,222,478
	一般住宅用地		8,370,470	46,869	8,323,601	374,431,410	224,433
	住宅用地 以外の宅地		24,213,094	14,671	24,198,423	1,316,533,734	74,855
	計	4,892,901	68,841,633	428,418	68,413,215	4,007,023,615	4,521,766
	塩田						
	鉱泉地		67	13	54	3,418	185
	池沼	309,261	3,419,790	6,292	3,413,498	26,591	51
山林	一般山林	112,744,217	581,029,812	38,438,947	542,590,865	5,612,633	347,903
	介在山林		17,481	1,881	15,600	18,444	728
	牧場						
	原野	2,421,232	9,422,564	1,041,203	8,381,361	128,615	10,776
雑種地	ゴルフ場の用地		914,294		914,294	532,307	
	遊園地等の用地						
	鉄軌道用地 (単体利用)	284,285	1,428,162	73	1,428,089	39,927,636	1,559
	鉄軌道用地 (複合利用)		69,733		69,733	7,024,242	
	その他の雑種地	233,202,082	9,157,791	392,237	8,765,554	268,468,489	160,364
	計	233,486,367	11,569,980	392,310	11,177,670	315,952,674	161,923
	その他	277,395,638					

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

価 格		筆 数			単位当たり価格		提示平均価額 円
法定免税点 以上のもの (g) 千円	(g)に係る課 税標準額 (h) 千円	評価総筆数 (i) 筆	法定免税点 未満のもの (j) 筆	法定免税点 以上のもの (i)-(j)=(k) 筆	平均価格 (e)/(b)=(l) 円	最高価格 (m) 円	
4,507,463,382	1,674,939,689	865,511	45,011	820,500	5,825		
4,481,498,347	1,664,408,425	865,790	45,499	820,291	5,792		
4,452,529,276	1,652,257,417	865,986	45,696	820,290	5,760		
4,409,459,416	1,625,339,591	866,612	47,399	819,213	5,711		
4,391,600,927	1,622,347,218	867,474	47,718	819,756	5,690		
4,388,071,562	1,619,757,032	868,294	47,818	820,476	5,694		
531,798	531,703	21,901	2,443	19,458	80	417	81,371 /千㎡
11,526,847	3,080,454	1,221	20	1,201	24,857	106,639	
3,878,495	3,872,651	171,525	17,665	153,860	48	126	47,738 /千㎡
48,411,764	17,743,341	13,718	662	13,056	19,166	188,247	
2,311,835,993	385,150,462	305,524	6,512	299,012	63,877	1,024,001	
374,206,977	124,700,591	105,187	1,677	103,510	44,732	1,000,937	
1,316,458,879	872,914,350	76,362	449	75,913	54,373	1,064,071	
4,002,501,849	1,382,765,403	487,073	8,638	478,435	58,206	1,064,071	58,863 /㎡
3,233	3,230	20	4	16	51,015	184,000	
26,540	25,639	1,018	33	985	8	2,009	
5,264,730	5,264,721	114,282	13,497	100,785	10	71	9,649 /千㎡
17,716	12,544	112	12	100	1,055	40,445	
117,839	117,834	13,723	2,200	11,523	14	99	
532,307	346,583	454		454	582	720	
39,926,077	23,697,521	3,526	8	3,518	27,957	83,387	
7,024,242	4,298,175	501		501	100,731	220,467	
268,308,125	177,997,233	39,220	2,636	36,584	29,316	616,146	
315,790,751	206,339,512	43,701	2,644	41,057	27,308	616,146	

(4) 宅地に関する調、法定免税点以上のもの

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	地 積 m ²	決定価格 千円	地 積 m ²	決定価格 千円	地 積 m ²	決定価格 千円
商 業 地 区	1,820,663	363,976,251	1,815,128	362,352,040	1,800,873	360,784,617
住 宅 地 区	50,302,890	3,282,673,973	50,389,553	3,265,496,811	50,441,547	3,249,949,016
工 業 地 区	10,418,422	367,441,150	10,495,525	366,558,802	10,449,213	361,206,707
村 落 地 区	5,170,053	88,272,854	5,197,779	86,912,227	5,191,491	84,647,043
観 光 地 区	80,675	1,227,106	78,838	1,189,794	78,616	1,181,675
農 業 用 施 設 の 用 に 供 す る 宅 地	187,423	495,545	185,321	490,012	184,037	486,564
生産緑地地区内の宅地	9,579	25,653	9,688	25,945	9,809	26,263
合 計	67,989,705	4,104,112,532	68,171,832	4,083,025,631	68,155,586	4,058,281,885

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(5) 市街化区域農地に関する調

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	地 積 m ²	決定価格 千円	地 積 m ²	決定価格 千円	地 積 m ²	決定価格 千円	
田	特 定 市 農	459,221	15,569,886	380,211	12,689,359	283,142	9,409,582
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
畑	特 定 市 農	2,515,330	61,194,075	2,386,818	56,092,712	2,258,482	50,966,986
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
計	特 定 市 農	2,974,551	76,763,961	2,767,029	68,782,071	2,541,624	60,376,568
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
地積 m ²	決定価格 千円	地積 m ²	決定価格 千円	地積 m ²	決定価格 千円
1,773,907	369,020,107	1,776,737	366,192,419	1,775,736	367,462,944
51,276,376	3,273,037,286	51,393,215	3,264,731,826	51,483,967	3,260,242,024
9,723,555	300,520,664	9,759,751	300,278,574	9,713,511	300,683,832
5,155,622	76,489,260	5,156,746	73,967,802	5,168,283	72,100,394
78,616	1,214,044	81,330	1,244,537	81,330	1,244,538
181,940	733,766	181,252	730,988	179,199	722,610
10,110	41,116	10,805	43,941	11,189	45,507
68,200,126	4,021,056,243	68,359,836	4,007,190,087	68,413,215	4,002,501,849

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
地積 m ²	決定価格 千円	地積 m ²	決定価格 千円	地積 m ²	決定価格 千円
266,573	8,240,981	249,368	7,582,235	420,382	10,774,850
0	0				
2,192,786	44,692,524	2,113,456	42,064,362	2,144,186	41,773,169
0	0				
2,459,359	52,933,505	2,362,824	49,646,597	2,564,568	52,548,019
0	0				

(6) 家屋に関する調、総括表

区 分	所 有 者 数			棟 数		
	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
	人	人	人	棟	棟	棟
平成 30 年 度	216,196	8,988	207,208	341,489	13,323	328,166
令和 元 年 度	217,288	8,831	208,457	340,945	13,110	327,835
令和 2 年 度	218,168	8,626	209,542	339,523	12,817	326,706
令和 3 年 度	219,162	9,175	209,987	338,732	14,362	324,370
令和 4 年 度	219,915	8,245	211,670	337,943	12,288	325,655
令和 5 年 度	220,617	8,093	212,524	337,143	12,072	325,071
木 造	専 用 住 宅			186,777	4,667	182,110
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎			4,163	5	4,158
	併 用 住 宅			10,300	443	9,857
	旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル			270	3	267
	事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗			3,980	173	3,807
	劇 場 ・ 病 院			196	1	195
	工 場 ・ 倉 庫			4,777	1,038	3,739
	土 蔵			75	10	65
	附 属 家			27,675	4,438	23,237
合 計			238,213	10,778	227,435	
非 木 造	事 務 所 ・ 店 舗 ・ 百 貨 店			10,543	30	10,513
	住 宅 ・ ア パ ー ト			51,205	63	51,142
	病 院 ・ ホ テ ル			732	1	731
	工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場			14,951	142	14,809
	そ の 他			21,499	1,058	20,441
合 計			98,930	1,294	97,636	

※太字は基準年度

(注) 1. この調は、固定資産概要調書による。

2. 所有者数欄の数値は、納税義務者数である。

(平成27基準年度より農家住宅は専用住宅へ、公衆浴場は工場・倉庫へ統合。)

床 面 積			決 定 価 格			
総 数 (イ) m ²	法定免税点 未満のもの (ロ) m ²	法定免税点 以上のもの (ハ) m ²	総 額 (ニ) 千円	法定免税点 未満のもの (ホ) 千円	法定免税点 以上のもの (ヘ) 千円	単位当り 価 格 (ニ)/(イ) 円
45,266,587	531,530	44,735,057	1,575,902,415	779,840	1,575,122,575	34,814
45,402,122	524,849	44,877,273	1,615,524,161	765,172	1,614,758,989	35,583
45,531,390	512,419	45,018,971	1,657,382,230	746,371	1,656,635,859	36,401
45,613,546	1,411,515	44,202,031	1,622,016,987	41,505,529	1,580,511,458	35,560
45,829,508	493,243	45,336,265	1,666,985,262	862,517	1,666,122,745	36,374
45,994,716	489,719	45,504,997	1,705,231,095	1,276,557	1,703,954,538	37,074
17,439,891	277,322	17,162,569	491,206,049	343,645	490,862,404	28,166
888,095	2,786	885,309	30,070,833	148,296	29,922,537	33,860
954,309	22,280	932,029	14,278,962	36,459	14,242,503	14,963
32,865	125	32,740	412,399	383	412,016	12,548
290,496	7,222	283,274	8,100,256	45,912	8,054,344	27,884
33,670	21	33,649	1,417,750	18	1,417,732	42,107
327,965	42,819	285,146	1,018,331	39,221	979,110	3,105
4,120	505	3,615	8,531	740	7,791	2,071
756,801	104,716	652,085	3,614,466	146,545	3,467,921	4,776
20,728,212	457,796	20,270,416	550,127,577	761,219	549,366,358	26,540
5,229,720	4,115	5,225,605	331,103,402	398,892	330,704,510	63,312
11,372,352	1,256	11,371,096	582,470,924	6,813	582,464,111	51,218
691,092	32	691,060	57,173,186	194	57,172,992	82,729
6,433,230	4,416	6,428,814	149,649,996	16,338	149,633,658	23,262
1,540,110	22,104	1,518,006	34,706,010	93,101	34,612,909	22,535
25,266,504	31,923	25,234,581	1,155,103,518	515,338	1,154,588,180	45,717

(7) 家屋新增築状況

区 分		棟 数	床面積	決定価格	単位当たり価格
		棟	m ²	千円	円
木 造	平成 30 年 度	2,507	292,571	21,314,842	72,854
	令和 元 年 度	2,510	285,866	20,854,551	72,952
	令和 2 年 度	2,495	282,935	20,588,128	72,766
	令和 3 年 度	2,314	261,836	20,504,057	78,309
	令和 4 年 度	2,430	278,159	21,616,419	77,712
	令和 5 年 度	2,341	270,203	21,139,194	78,234
非 木 造	平成 30 年 度	874	283,623	27,958,795	98,577
	令和 元 年 度	797	211,018	20,072,222	95,121
	令和 2 年 度	798	202,004	20,251,135	100,251
	令和 3 年 度	717	159,055	15,952,548	100,296
	令和 4 年 度	673	147,403	15,013,094	101,851
	令和 5 年 度	647	207,624	21,236,524	102,284
合 計	平成 30 年 度	3,381	576,194	49,273,637	85,516
	令和 元 年 度	3,307	496,884	40,926,773	82,367
	令和 2 年 度	3,293	484,939	40,839,263	84,215
	令和 3 年 度	3,031	420,891	36,456,605	86,618
	令和 4 年 度	3,103	425,562	36,629,513	86,073
	令和 5 年 度	2,988	477,827	42,375,718	88,684

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(8) 家屋減少状況

区 分		棟 数	床面積	決定価格	単位当たり価格
		棟	m ²	千円	円
木 造	平成 30 年 度	3,117	189,743	2,072,663	10,924
	令和 元 年 度	3,165	189,457	2,207,543	11,652
	令和 2 年 度	3,875	235,434	2,496,680	10,605
	令和 3 年 度	3,055	186,046	2,072,352	11,139
	令和 4 年 度	3,116	187,449	2,205,410	11,765
	令和 5 年 度	3,040	191,880	2,321,949	12,101
非 木 造	平成 30 年 度	1,112	171,772	3,801,400	22,130
	令和 元 年 度	1,000	217,976	4,816,121	22,095
	令和 2 年 度	1,090	181,685	4,062,549	22,360
	令和 3 年 度	920	168,117	3,255,565	19,365
	令和 4 年 度	975	173,538	4,661,672	26,863
	令和 5 年 度	918	153,911	4,446,091	28,887
合 計	平成 30 年 度	4,229	361,515	5,874,063	16,248
	令和 元 年 度	4,165	407,433	7,023,664	17,239
	令和 2 年 度	4,965	417,119	6,559,229	15,725
	令和 3 年 度	3,975	354,163	5,327,917	15,044
	令和 4 年 度	4,091	360,987	6,867,082	19,023
	令和 5 年 度	3,958	345,791	6,768,040	19,573

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(9) 新築住宅等に対する減額状況

区 分	法附則第15条の6 第1項		法附則第15条の6 第2項		法附則第15条の7 第1項		法附則第15条の7 第2項		法附則第15条の8 第1項		
	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	
	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	
合 計	平成30年度	7,404	293,195	7,350	245,112	4,932	257,085	1,862	67,239	61	5,056
	令和元年度	7,210	301,380	6,674	232,749	4,947	265,704	2,186	74,888	61	5,056
	令和2年度	6,738	299,798	6,179	215,185	4,989	277,617	1,316	52,345	52	4,044
	令和3年度	6,259	281,883	5,551	190,242	4,980	272,478	1,277	48,985	48	3,891
	令和4年度	5,736	281,746	5,114	180,127	5,039	289,056	721	36,943	10	1,217
	令和5年度	5,500	276,484	4,522	163,546	5,107	301,926	516	28,653	10	1,217

区 分	法附則第15条の8 第2項		法附則第15条の9 第1項		法附則第15条の9 第4, 5項		法附則第15条の9 第9項		計		
	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	
	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	
合 計	平成30年度	667	18,115	266	1,755	12	68	6	58	22,029	899,773
	令和元年度	666	19,913	237	1,534	3	52	1	7	21,985	901,283
	令和2年度	563	15,204	166	1,081	3	41	5	33	20,011	865,348
	令和3年度	367	8,899	78	542	3	12	0	0	18,563	806,932
	令和4年度	359	11,250	102	585	5	53	1	11	17,087	800,988
	令和5年度	395	13,771	107	666	3	33	3	35	16,163	786,331

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(10) 償却資産に関する調

区 分		納税義務者 人	決定価格 千円	課税標準額 千円
平 成 30 年 度		21,985	614,212,197	582,020,840
令 和 元 年 度		21,878	615,674,436	584,249,816
令 和 2 年 度		22,224	617,152,766	589,012,041
令 和 3 年 度		24,367	603,728,163	566,943,012
令 和 4 年 度		24,381	608,498,425	578,883,812
令 和 5 年 度		24,229	613,470,110	589,610,582
市長が 価格等を 決定したもの	構 築 物		121,453,810	115,315,375
	機 械 及 び 装 置		180,796,396	175,013,727
	船 舶		2,910,013	1,622,546
	航 空 機		332,202	332,202
	車 両 及 び 運 搬 具		6,928,658	6,225,131
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		86,586,912	86,193,927
	小 計		399,007,991	384,702,908
地方税法 第389条関係	総 務 大 臣 配 分	122	213,827,902	204,273,457
	県 知 事 配 分	1	634,217	634,217
	小 計	123	214,462,119	204,907,674

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(11) 国有資産等所在市交付金及び納付金の交付金額等に関する調

(単位：円)

区 分	国有資産	公有資産	交付金額計	納付金額	交納付金額計
平 成 30 年 度	22,785,400	280,284,600	303,070,000	—	303,070,000
令 和 元 年 度	22,573,700	274,659,400	297,233,100	—	297,233,100
令 和 2 年 度	22,205,300	273,452,000	295,657,300	—	295,657,300
令 和 3 年 度	21,831,800	273,933,900	295,765,700	—	295,765,700
令 和 4 年 度	21,821,400	279,552,600	301,374,000	—	301,374,000
令 和 5 年 度	21,374,900	277,540,300	298,915,200	—	298,915,200

(12) 縦覧帳簿の縦覧及び縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧状況

年 度	区 分		土 地	家 屋	償却資産	計	人 数
			件	件	件	件	人
平成 30 年度	葵 区	縦 覧	30	20	—	50	48
		閲 覧	995	868	142	2,005	1,791
	駿 河 区	縦 覧	10	5	—	15	15
		閲 覧	541	475	80	1,096	940
	清 水 区	縦 覧	12	7	—	19	19
		閲 覧	1,568	1,323	127	3,018	2,698
令 和 元 年 度	葵 区	縦 覧	25	20	—	45	43
		閲 覧	1,147	1,012	200	2,359	2,025
	駿 河 区	縦 覧	5	1	—	6	6
		閲 覧	521	451	90	1,062	910
	清 水 区	縦 覧	18	12	—	30	29
		閲 覧	1,738	1,496	83	3,317	3,049
令 和 2 年 度	葵 区	縦 覧	19	12	—	31	31
		閲 覧	1,149	959	201	2,309	2,032
	駿 河 区	縦 覧	7	4	—	11	11
		閲 覧	498	415	89	1,002	892
	清 水 区	縦 覧	11	9	—	20	19
		閲 覧	1,503	1,307	98	2,908	2,665
令 和 3 年 度	葵 区	縦 覧	22	13	—	35	34
		閲 覧	1,126	984	215	2,325	2,019
	駿 河 区	縦 覧	8	9	—	17	17
		閲 覧	514	458	91	1,063	954
	清 水 区	縦 覧	12	6	—	18	18
		閲 覧	1,671	1,461	107	3,239	2,974
令 和 4 年 度	葵 区	縦 覧	31	23	—	54	50
		閲 覧	1,130	971	184	2,285	1,923
	駿 河 区	縦 覧	4	2	—	6	6
		閲 覧	497	427	92	1,016	934
	清 水 区	縦 覧	8	5	—	13	13
		閲 覧	1,624	1,396	92	3,112	2,880
令 和 5 年 度	葵 区	縦 覧	29	17	—	46	44
		閲 覧	1,247	905	183	2,335	2,110
	駿 河 区	縦 覧	5	3	—	8	7
		閲 覧	552	468	108	1,128	965
	清 水 区	縦 覧	10	5	—	15	15
		閲 覧	1,681	1,455	112	3,248	2,978

※太字は基準年度

(13) 固定資産評価審査委員会審査申出処理状況

(単位：件)

年 度	区 分	処 理 状 況					
		申出件数	却 下	棄 却	認 容	取 下	未決定
平成30年度	土 地	2	0	1	1	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	1	1	0	0
令和元年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和2年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和3年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和4年度	土 地	1	0	0	0	1	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	1	0

※太字は基準年度

3. 都市計画税に関すること

(1) 都市計画税調定額等の推移

区 分	土 地 円	家 屋 円	計 円	納税義務者 人
平成 30 年度	6,220,419,400	4,348,971,800	10,569,391,200	236,940
令和元年度	6,180,643,100	4,462,557,300	10,643,200,400	237,289
令和 2 年度	6,146,769,700	4,564,668,800	10,711,438,500	237,529
令和 3 年度	6,053,926,700	4,331,050,500	10,384,977,200	237,769
令和 4 年度	6,052,810,289	4,598,042,811	10,650,853,100	238,061
葵 区	2,218,559,589	1,692,665,411	3,911,225,000	82,257
駿 河 区	2,073,048,800	1,541,166,800	3,614,215,600	72,146
清 水 区	1,761,201,900	1,364,210,600	3,125,412,500	83,658
そ の 他	0	0	0	0

※太字は基準年度

(注) 毎年度、出納閉鎖日現在の調定額及び納税義務者である。

4. 諸税に関すること

(1) 軽自動車税種別割調定額等の推移（現年課税分）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		件数 台	税額 円	件数 台	税額 円	件数 台	税額 円	
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	51,067	102,134,000	48,710	97,420,000	46,121	92,242,000	
	50ccを超え90cc以下	3,335	6,670,000	3,205	6,410,000	3,056	6,112,000	
	90ccを超え125cc以下	10,504	25,209,600	10,627	25,504,800	10,770	25,848,000	
	ミニカー（50cc以下）	448	1,657,600	443	1,639,100	447	1,653,900	
	計	65,354	135,671,200	62,985	130,973,900	60,394	125,855,900	
軽 自 動 車	二 輪		10,851	39,063,600	10,724	38,606,400	10,708	38,548,800
	三 輪	旧 税 率	0	0	0	0	0	0
		新 税 率	0	0	1	3,900	1	3,900
		重 課	9	41,400	10	46,000	11	50,600
		軽 課（75%）	0	0	0	0	0	0
		軽 課（50%）	0	0	0	0	0	0
		軽 課（25%）	0	0	0	0	0	0
	小 計		9	41,400	11	49,900	12	54,500
	四 輪 乗 用	旧 税 率	75,191	541,368,400	66,912	481,761,300	58,199	419,029,400
		新 税 率	19,265	208,058,100	27,953	301,888,500	36,154	390,459,300
		重 課	24,281	313,224,900	25,732	331,942,800	27,430	353,847,000
		軽 課（75%）	2	5,400	0	0	0	0
		軽 課（50%）	2,314	12,495,600	1,748	9,439,200	1,520	8,208,000
		軽 課（25%）	3,429	27,774,900	3,907	31,646,700	4,739	38,385,900
	小 計		124,482	1,102,927,300	126,252	1,156,678,500	128,042	1,209,929,600
四 輪 貨 物	旧 税 率	18,110	71,827,000	15,618	61,952,000	13,233	52,472,000	
	新 税 率	5,497	27,247,400	7,446	36,889,200	9,582	47,419,200	
	重 課	11,773	70,329,000	11,944	71,343,000	12,078	72,076,500	
	軽 課（75%）	1	1,300	1	1,300	0	0	
	軽 課（50%）	0	0	0	0	0	0	
	軽 課（25%）	507	1,900,500	589	2,194,100	588	2,200,200	
小 計		35,888	171,305,200	35,598	172,379,600	35,481	174,167,900	
計		171,230	1,313,337,500	172,585	1,367,714,400	174,243	1,422,700,800	
農 耕 用		876	2,102,400	875	2,100,000	859	2,061,600	
その他の小型特殊自動車		3,802	22,431,800	3,887	22,933,300	3,909	23,063,100	
二 輪 の 小 型 自 動 車		9,252	55,512,000	9,256	55,536,000	9,352	56,112,000	
合 計		250,514	1,529,054,900	249,588	1,579,257,600	248,757	1,629,793,400	

（注）この表は、市町村税課税状況等の調による。

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
台	円	台	円	台	円
43,908	87,816,000	42,169	84,338,000	40,256	80,512,000
3,006	6,012,000	2,960	5,920,000	2,923	5,846,000
10,927	26,224,800	11,350	27,240,000	11,635	27,924,000
450	1,665,000	494	1,827,800	500	1,850,000
58,291	121,717,800	56,973	119,325,800	55,314	116,132,000
10,909	39,272,400	11,049	39,776,400	11,234	40,442,400
0	0	0	0	0	0
1	3,900	1	3,900	1	3,900
9	41,400	9	41,400	9	41,400
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10	45,300	10	45,300	10	45,300
50,447	363,208,200	43,393	312,419,400	36,281	261,207,900
45,073	486,784,500	58,826	635,316,900	66,414	717,251,700
28,896	372,753,700	30,958	399,358,200	32,066	413,609,100
0	0	3	8,100	350	945,000
704	3,801,600	1	3,500	0	0
4,983	40,362,300	0	0	1	5,200
130,103	1,266,910,300	133,181	1,347,106,100	135,112	1,393,018,900
11,201	44,352,000	9,512	37,644,000	7,652	30,260,000
11,632	57,501,200	13,874	68,591,200	15,844	78,357,200
12,256	73,012,500	12,394	73,795,500	12,507	74,488,500
20	20,000	0	0	12	13,200
0	0	0	0	0	0
423	1,588,500	0	0	0	0
35,532	176,474,200	35,780	180,030,700	36,015	183,118,900
176,554	1,482,702,200	180,020	1,566,958,500	182,371	1,616,625,500
871	2,090,400	861	2,066,400	848	2,035,200
3,896	22,986,400	3,889	22,945,100	3,929	23,181,100
9,714	58,284,000	10,103	60,618,000	10,339	62,034,000
249,326	1,687,780,800	251,846	1,771,913,800	252,801	1,820,007,800

(2) 市たばこ税調定額等の推移 (現年課税分)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売渡し本数(千本)	772,708	739,908	689,892	685,914	705,090
前年比(%)	94.0	95.8	93.2	99.4	102.8
税 率	5,262/1,000 *9月30日まで	5,692/1,000	5,692/1,000 *9月30日まで	6,122/1,000 *9月30日まで	6,552/1,000
(旧3級品)	5,692/1,000 *10月1日から	4,000/1,000 *9月30日まで	6,122/1,000 *10月1日から	6,552/1,000 *10月1日から	
	4,000/1,000	5,692/1,000 *10月1日から			
調定額(千円)	4,173,677	4,191,461	4,055,171	4,324,039	4,584,962
前年比(%)	97.9	100.4	96.7	106.6	106.0

(注) 平成30年度～令和3年度の調定額には手持品課税分含む。

(3) 鉱産税調定額等の推移 (現年課税分)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
石灰石産出量(t)	61,695	63,662	66,445	69,723	60,816
課税標準額(千円)	12,334	12,727	13,285	13,940	12,157
税 率	同左	同左	同左	同左	同左
調定額(千円)	86	95	93	104	85
前年比(%)	116.2	110.5	97.9	111.8	81.7

(注) 税率欄の()書きは、一定期間内に採掘された鉱物の価格が200万円以下である場合の税率。

(4) 入湯税調定額等の推移 (現年課税分)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入湯客数(人)	208,432	198,236	150,728	204,018	249,092
税 率	同左	同左	同左	同左	同左
調定額(千円)	31,265	29,735	22,609	30,603	37,364
前年比(%)	102.2	95.1	76.0	135.4	122.1

(5) 事業所税調定額等の推移 (現年課税分)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
課 税 標 準	資 産 割 ①	5,811,554	5,643,307	5,658,650	5,652,864	5,757,967
	従 業 者 割 ②	291,693,143	287,104,009	288,368,264	284,423,868	297,385,126
税 率	上 記 ①	1 m ² につき 600円	同左	同左	同左	同左
	〃 ②	従業者給与総額の 0.25/100	同左	同左	同左	同左
調 定 額 (千 円)		4,151,222	4,136,834	4,156,712	4,221,441	4,302,535
前 年 比 (%)		100.2	99.7	100.5	101.6	101.9

(注) 課税標準額は、市町村税課税状況等の調による。

5. 譲与税等に関すること

(1) 譲与税の推移

区分	年度	予算額	前年比	決算額	前年比
		千円	%	千円	%
地方揮発油 (道路) 譲与税	平成30年度	909,000	98.1	988,569	100.4
	令和元年度	894,000	98.3	879,602	89.0
	令和2年度	864,000	96.6	861,757	98.0
	令和3年度	829,000	95.9	891,279	103.4
	令和4年度	864,000	104.2	847,573	95.1
自動車重量 譲与税	平成30年度	1,032,000	104.5	1,083,885	101.2
	令和元年度	1,027,000	99.5	1,121,496	103.5
	令和2年度	1,059,000	103.1	1,111,558	99.1
	令和3年度	1,044,000	98.6	1,124,816	101.2
	令和4年度	1,123,000	107.6	1,125,380	100.1
森林環境譲与税	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	100,000	—	100,971	—
	令和2年度	213,000	213.0	214,566	212.5
	令和3年度	213,000	100.0	216,026	100.7
	令和4年度	278,000	130.5	283,310	131.1
特別とん譲与税	平成30年度	137,000	100.0	156,567	102.2
	令和元年度	150,000	109.5	160,254	102.4
	令和2年度	138,000	92.0	142,070	88.7
	令和3年度	125,000	90.6	156,207	110.0
	令和4年度	140,000	112.0	140,059	89.7
石油ガス譲与税	平成30年度	60,000	96.8	76,641	95.0
	令和元年度	54,000	90.0	67,462	88.0
	令和2年度	47,000	87.0	47,302	70.1
	令和3年度	34,000	72.3	47,465	100.3
	令和4年度	45,000	132.4	46,295	97.5

(2) 交付金の推移

区分	年度	予算額	前年比	決算額	前年比
		千円	%	千円	%
利子割交付金	平成30年度	200,000	175.4	216,061	101.9
	令和元年度	179,000	89.5	102,766	47.6
	令和2年度	102,000	57.0	101,653	98.9
	令和3年度	103,000	101.0	77,425	76.2
	令和4年度	83,000	80.6	54,612	70.5
配当割交付金	平成30年度	545,000	103.8	411,835	77.8
	令和元年度	526,000	96.5	477,035	115.8
	令和2年度	499,000	94.9	433,138	90.8
	令和3年度	478,000	95.8	657,473	151.8
	令和4年度	698,000	146.0	610,165	92.8
株式等譲渡 所得割交付金	平成30年度	561,000	136.5	411,693	66.4
	令和元年度	361,000	64.3	320,696	77.9
	令和2年度	334,000	92.5	588,218	183.4
	令和3年度	608,000	182.0	937,408	159.4
	令和4年度	949,000	156.1	620,955	66.2
分離課税 所得割交付金	平成30年度	112,000	95.7	116,288	119.5
	令和元年度	114,000	101.8	117,877	101.4
	令和2年度	114,000	100.0	117,466	99.7
	令和3年度	120,000	105.3	143,499	122.2
	令和4年度	129,000	107.5	124,601	86.8
法人事業税 交付金	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	1,051,000	—	1,022,385	—
	令和3年度	1,761,000	167.6	1,818,226	177.8
	令和4年度	1,839,000	104.4	2,080,841	114.4
地方消費税 交付金	平成30年度	14,169,000	102.7	14,204,012	103.1
	令和元年度	13,266,000	93.6	13,188,786	92.9
	令和2年度	15,944,000	120.2	16,032,388	121.6
	令和3年度	17,219,000	108.0	17,435,205	108.7
	令和4年度	16,833,000	97.8	18,139,413	104.0
ゴルフ場利用税 交付金	平成30年度	27,000	87.1	26,132	95.1
	令和元年度	26,000	96.3	24,571	94.0
	令和2年度	25,000	96.2	23,478	95.6
	令和3年度	25,000	100.0	24,530	104.5
	令和4年度	27,000	108.0	25,040	102.1

区分	年度	予算額	前年比	決算額	前年比
		千円	%	千円	%
環境性能割 交付金	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	259,000	—	171,152	—
	令和2年度	302,000	116.6	344,301	201.2
	令和3年度	424,000	140.4	340,213	98.8
	令和4年度	528,000	124.5	437,759	128.7
軽油引取税 交付金	平成30年度	5,806,000	97.1	5,815,076	102.0
	令和元年度	5,918,000	101.9	5,727,061	98.5
	令和2年度	5,556,000	93.9	5,577,456	97.4
	令和3年度	5,691,000	102.4	5,761,320	103.3
	令和4年度	5,768,000	101.4	5,754,349	99.9
道府県民税 所得割 臨時交付金	平成30年度	1,607,000.0	12.3	1,657,858.0	12.4
	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
自動車取得税 交付金	平成30年度	881,000	125.9	924,059	105.7
	令和元年度	427,000	48.5	470,494	50.9
	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—

6. 手数料等に関すること

区 分	予 算 額			決 算 額		
	令和3年度 千円	令和4年度 千円	前年比 %	令和3年度 千円	令和4年度 千円	前年比 %
市税督促手数料	1	1	100.0	1	2	200.0
県民税徴収取扱委託金	1,168,000	1,182,000	101.2	1,245,723	1,156,653	92.8
市税延滞金及び加算金	93,000	72,000	77.4	81,940	81,495	99.5

Ⅲ 徵 収

1. 収納に関すること

(1) 市税滞納処分停止状況（県民税を含む）

区 分	合 計		地方税法第15条の7 第1項第1号該当 <small>（滞納処分をすることが できる財産がないとき）</small>		地方税法第15条の7 第1項第2号該当 <small>（滞納処分をすることによって その生活を著しく窮迫 させるおそれがあるとき）</small>		地方税法第15条の7 第1項第3号該当 <small>（所在及び滞納処分を することができる財産が ともに不明であるとき）</small>	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
	件	円	件	円	件	円	件	円
平成30年度	14,292	308,534,948	11,856	245,643,584	1,414	28,924,320	1,022	33,967,044
令和元年度	12,877	296,675,244	10,660	235,454,250	1,118	25,593,254	1,099	35,627,740
令和2年度	13,671	301,419,360	10,893	232,395,209	1,651	34,471,325	1,127	34,552,826
令和3年度	12,840	289,107,055	10,436	223,607,224	1,496	27,467,679	908	38,032,152
令和4年度	11,613	240,301,372	9,671	183,059,145	1,101	19,706,983	841	37,535,244
現年課税分	583	9,498,600	472	6,496,900	9	99,800	102	2,901,900
滞納繰越分	11,030	230,802,772	9,199	176,562,245	1,092	19,607,183	739	34,633,344
(令和4年度税目別内訳)								
個人市県民税	7,725	206,405,470	6,494	156,159,670	602	15,716,004	629	34,529,796
現年課税分	282	6,808,700	204	4,186,400	3	56,800	75	2,565,500
普通徴収	278	6,518,700	200	3,896,400	3	56,800	75	2,565,500
特別徴収	4	290,000	4	290,000	0	0	0	0
滞納繰越分	7,443	199,596,770	6,290	151,973,270	599	15,659,204	554	31,964,296
普通徴収	7,283	195,405,055	6,130	147,781,555	599	15,659,204	554	31,964,296
特別徴収	160	4,191,715	160	4,191,715	0	0	0	0
法人市民税	32	1,654,700	32	1,654,700	0	0	0	0
現年課税分	2	54,100	2	54,100	0	0	0	0
滞納繰越分	30	1,600,600	30	1,600,600	0	0	0	0
固定資産税（土地家屋）	1,161	16,898,726	653	11,625,099	391	3,492,779	117	1,780,848
現年課税分	60	1,080,500	43	812,300	0	0	17	268,200
滞納繰越分	1,101	15,818,226	610	10,812,799	391	3,492,779	100	1,512,648
固定資産税（償却資産）	28	1,039,029	23	387,229	0	0	5	651,800
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	28	1,039,029	23	387,229	0	0	5	651,800
軽自動車税	2,667	14,303,447	2,469	13,232,447	108	498,200	90	572,800
現年課税分	239	1,555,300	223	1,444,100	6	43,000	10	68,200
滞納繰越分	2,428	12,748,147	2,246	11,788,347	102	455,200	80	504,600
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 出納閉鎖日現在の総計である。

2. 固定資産税（土地家屋）は、都市計画税を含む。

(2) 不納欠損処理状況

区分	合計		地方税法第15条の7 第4項該当		地方税法第15条の7 第5項該当		地方税法第18条 第1項該当			
			〔処分停止後 3年を経過したもの〕		〔処分停止後納税義務を 直ちに消滅させたもの〕		〔処分停止中の 時効完成によるもの〕		〔時効完成によるもの〕	
	件数 件	税額 円	件数 件	税額 円	件数 件	税額 円	件数 件	税額 円	件数 件	税額 円
平成30年度	12,123	289,009,904	1,595	40,017,082	5,501	185,344,366	945	13,940,089	4,082	49,708,367
令和元年度	8,966	140,822,076	1,169	19,736,136	4,465	80,471,469	737	10,874,194	2,595	29,740,277
令和2年度	7,703	155,717,287	1,181	29,708,125	4,049	89,072,510	634	11,592,629	1,839	25,344,023
令和3年度	6,830	159,442,425	1,305	40,865,688	3,592	81,472,417	489	8,490,685	1,444	28,613,635
令和4年度	6,075	144,404,780	902	18,792,362	3,525	96,504,313	515	9,386,020	1,133	19,722,084
現年課税分	602	11,717,632	0	0	602	11,717,632	0	0	0	0
滞納繰越分	5,473	132,687,148	902	18,792,362	2,923	84,786,681	515	9,386,020	1,133	19,722,084
(令和4年度税目別内訳)										
個人市民税	3,752	93,452,914	567	15,242,220	2,612	68,072,202	327	6,911,974	246	3,226,518
現年課税分	487	8,231,502	0	0	487	8,231,502	0	0	0	0
滞納繰越分	3,265	85,221,412	567	15,242,220	2,125	59,840,700	327	6,911,974	246	3,226,518
法人市民税	61	10,379,283	0	0	43	9,549,790	2	100,000	16	729,493
現年課税分	2	100,000	0	0	2	100,000	0	0	0	0
滞納繰越分	59	10,279,283	0	0	41	9,449,790	2	100,000	16	729,493
固定資産税	1,581	29,732,932	162	2,081,325	515	13,611,854	115	1,616,208	789	12,423,545
現年課税分	78	2,590,859	0	0	78	2,590,859	0	0	0	0
滞納繰越分	1,503	27,142,073	162	2,081,325	437	11,020,995	115	1,616,208	789	12,423,545
軽自動車税	681	3,900,586	173	973,900	355	2,139,786	71	377,800	82	409,100
現年課税分	35	181,100	0	0	35	181,100	0	0	0	0
滞納繰越分	646	3,719,486	173	973,900	320	1,958,686	71	377,800	82	409,100
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	1,386	6,939,065	144	494,918	446	3,130,681	101	380,038	695	2,933,428
現年課税分	69	614,171	0	0	69	614,171	0	0	0	0
滞納繰越分	1,317	6,324,894	144	494,918	377	2,516,510	101	380,038	695	2,933,428

- (注) 1. 出納閉鎖日現在の総計である。
2. 件数の計には都市計画税を含まない。

(3) 財産差押処分等執行状況（県民税を含む）

区 分	当 該 年 度 差 押 執 行 数							
	動 産		不 動 産		債 権 等		合 計	
	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円
平成30年度	6	6,219,280	30	29,104,431	2,762	421,358,781	2,798	456,682,492
令和元年度	16	30,899,955	26	20,626,426	2,280	327,891,625	2,322	379,418,006
令和2年度	0	0	18	10,203,576	1,799	212,493,755	1,817	222,697,331
令和3年度	11	17,874,248	24	24,534,500	1,985	306,945,533	2,020	349,354,281
令和4年度	15	7,539,504	15	8,565,449	2,460	332,344,388	2,490	348,449,341

2. 口座振替納付状況に関すること

税目	年度	調定(イ)		口座振替依頼分(ロ)		口座振替収納分(ハ)	
		税額 円	件数 件	税額 円	件数 件	税額 円	件数 件
市民税	平成30年度	15,418,949,200	318,651	7,199,243,564	106,698	6,967,198,764	103,191
	令和元年度	15,596,344,100	316,006	7,087,299,824	104,619	6,858,508,324	101,245
	令和2年度	14,860,143,000	308,325	6,920,562,988	101,395	6,737,499,388	98,840
	令和3年度	15,101,885,600	291,315	7,380,795,100	95,322	7,183,056,300	92,826
	令和4年度	15,172,688,100	298,971	6,881,554,808	95,812	6,659,284,908	93,400
固定資産税 都市計画税	平成30年度	63,303,356,700	1,104,391	38,008,167,500	684,794	37,194,534,600	669,514
	令和元年度	63,808,991,500	1,106,020	38,478,549,500	681,069	37,708,986,100	667,221
	令和2年度	64,362,128,800	1,107,187	39,097,551,800	678,817	38,490,550,500	668,222
	令和3年度	62,134,689,300	1,103,586	38,178,310,900	674,111	37,672,703,900	664,418
	令和4年度	63,959,685,800	1,107,677	39,283,276,500	670,573	38,728,071,600	660,546
軽自動車税	平成30年度	1,528,452,000	250,414	181,596,100	32,186	175,049,000	31,137
	令和元年度	1,579,858,900	249,712	181,597,800	31,132	174,680,700	30,094
	令和2年度	1,631,251,400	249,052	178,861,100	29,889	173,560,100	29,083
	令和3年度	1,687,600,500	249,328	178,539,500	28,893	173,140,000	28,112
	令和4年度	1,752,910,500	249,731	178,172,700	27,964	173,084,400	27,246
計	平成30年度	80,250,757,900	1,673,456	45,389,007,164	823,678	44,336,782,364	803,842
	令和元年度	80,985,194,500	1,671,738	45,747,447,124	816,820	44,742,175,124	798,560
	令和2年度	80,853,523,200	1,664,564	46,196,975,888	810,101	45,401,609,988	796,145
	令和3年度	78,924,175,400	1,644,229	45,737,645,500	798,326	45,028,900,200	785,356
	令和4年度	80,885,284,400	1,656,379	46,343,004,008	794,349	45,560,440,908	781,192

口座振替不能分(ニ)		依頼分(ロ)/(イ)		収納分(ハ)/(イ)		不能分(ニ)/(ロ)		(ロ) 依頼分
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	件数構成比
円	件	%	%	%	%	%	%	%
232,044,800	3,507	46.7	33.5	45.2	32.4	3.2	3.3	13.0
228,791,500	3,374	45.4	33.1	44.0	32.0	3.2	3.2	12.8
183,063,600	2,555	46.6	32.9	45.3	32.1	2.6	2.5	12.5
197,738,800	2,496	48.9	32.7	47.6	31.9	2.7	2.6	11.9
222,269,900	2,412	45.4	32.0	43.9	31.2	3.2	2.5	12.1
813,632,900	15,280	60.0	62.0	58.8	60.6	2.1	2.2	83.1
769,563,400	13,848	60.3	61.6	59.1	60.3	2.0	2.0	83.4
607,001,300	10,595	60.7	61.3	59.8	60.4	1.6	1.6	83.8
505,607,000	9,693	61.4	61.1	60.6	60.2	1.3	1.4	84.4
555,204,900	10,027	61.4	60.5	60.6	59.6	1.4	1.5	84.4
6,547,100	1,049	11.9	12.9	11.5	12.4	3.6	3.3	3.9
6,917,100	1,038	11.5	12.5	11.1	12.1	3.8	3.3	3.8
5,301,000	806	11.0	12.0	10.6	11.7	3.0	2.7	3.7
5,399,500	781	10.6	11.6	10.3	11.3	3.0	2.7	3.6
5,088,300	718	10.2	11.2	9.9	10.9	2.9	2.6	3.5
1,052,224,800	19,836	56.6	49.2	55.2	48.0	2.3	2.4	100.0
1,005,272,000	18,260	56.5	48.9	55.2	47.8	2.2	2.2	100.0
795,365,900	13,956	57.1	48.7	56.2	47.8	1.7	1.7	100.0
708,745,300	12,970	58.0	48.6	57.1	47.8	1.5	1.6	99.9
782,563,100	13,157	57.3	48.0	56.3	47.2	1.7	1.7	100.0

3. 納期内収入に関すること

区 分	調定額		納期内収入額		調定対比		口座振替納付額 納期内収入対比	
	税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 %	件 数 %	税 額 %	件 数 %
平成30年度	80,250,757,900	1,673,456	71,767,971,841	1,408,076	89.4	84.1	60.2	58.0
令和元年度	80,985,194,500	1,671,738	72,135,746,626	1,408,796	89.1	84.3	61.8	57.1
令和2年度	80,853,523,200	1,664,564	72,815,926,528	1,426,486	90.1	85.7	62.0	56.7
令和3年度	78,924,175,400	1,644,229	71,765,818,047	1,423,869	90.9	86.6	62.7	55.2
令和4年度	80,885,284,400	1,656,379	73,582,684,945	1,431,832	91.0	86.4	61.9	54.6

(注) 税目：軽自動車税、固定資産税・都市計画税、市県民税（普通徴収）

IV そ の 他

1. 税務関係証明書等発行状況

区分	証 明				固 定 資 産 評 価 通 知 書	車 検 用 軽 自 証 明	公 簿 ・ 図 面 等 の 閲 覧	地 籍 図 の 写 復	合 計	手 数 料 円
	納 税 件	課 税 件	固 定 資 産 件	計 件						
平成 30 年 度	(17)	(1,610)	(1,134)	(2,761)	(13,260)	(19,476)	(0)	(303)	(35,800)	46,980,100
	16,360	93,673	57,284	167,317	—	—	10	850	168,177	
令 和 元 年 度	(13)	(503)	(770)	(1,286)	(11,898)	(19,760)	(0)	(168)	(33,112)	42,663,600
	17,326	79,475	53,770	150,571	—	—	3	597	151,171	
令 和 2 年 度	(12)	(366)	(609)	(987)	(12,766)	(19,676)	(0)	(195)	(33,624)	38,805,400
	17,021	67,828	54,416	139,265	—	—	15	641	139,921	
令 和 3 年 度	(7)	(446)	(752)	(1,205)	(10,780)	(21,080)	(0)	(134)	(33,199)	39,741,400
	20,117	67,333	54,703	142,153	—	—	2	583	142,738	
令 和 4 年 度	(8)	(487)	(823)	(1,318)	(6,169)	(18,368)	(0)	(153)	(26,008)	38,563,300
	20,986	65,548	51,056	137,590	—	—	3	687	138,280	

※ () 内は手数料を徴収しなかった件数

2. 令和4年度還付金処理状況

区分	税目	還付通知税額	件数	還付済税額	件数	還付未済税額	件数	還付加算金額	件数
		円	件	円	件	円	件	円	件
歳入	個人市県民税	194,580,050	17,283	174,113,975	15,845	20,465,620	1,438		
	法人市民税	145,699,850	1,666	96,576,100	1,143	49,123,750	523		
	固定資産税及び都市計画税	72,893,784	2,275	58,277,190	1,697	14,616,597	578		
	軽自動車税	2,891,300	439	2,265,400	337	625,900	102		
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0		
	鉱産税	0	0	0	0	0	0		
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0		
	入湯税	48,600	6	44,400	5	4,200	1		
	事業所税	9,091,540	39	8,317,200	33	774,340	6		
計	425,205,124	21,708	339,594,265	19,060	85,610,407	2,648			
歳出	個人市県民税	166,588,600	13,627	149,150,060	11,598	17,438,540	2,029	292,200	156
	法人市民税	202,124,420	1,675	198,079,300	1,575	4,045,120	100	1,446,200	211
	固定資産税及び都市計画税	29,127,241	1,391	24,104,441	1,097	5,022,800	294	328,300	72
	軽自動車税	1,004,600	194	505,100	75	499,500	119	0	0
	市たばこ税	2,902	12	1,231	1	1,671	11	0	0
	鉱産税	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	31,200	4	31,200	4	0	0	0	0
	事業所税	33,763,100	17	33,763,100	17	0	0	0	0
補填金	5,025,500	20	5,025,500	20	0	0	3,025,544	20	
配当割額等	86,619,336	2,692	76,561,910	2,548	10,057,426	122	6,600	4	
計	524,286,899	19,632	487,221,842	16,935	37,065,057	2,675	5,098,844	463	
合計	個人市県民税	361,168,650	30,910	323,264,035	27,443	37,904,615	3,467	292,200	156
	法人市民税	347,824,270	3,341	294,655,400	2,718	53,168,870	623	1,446,200	211
	固定資産税及び都市計画税	102,021,028	3,666	82,381,631	2,794	19,639,397	872	328,300	72
	軽自動車税	3,895,900	633	2,770,500	412	1,125,400	221	0	0
	市たばこ税	2,902	12	1,231	1	1,671	11	0	0
	鉱産税	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	79,800	10	75,600	9	4,200	1	0	0
	事業所税	42,854,640	56	42,080,300	50	774,340	6	0	0
補填金	5,025,500	20	5,025,500	20	0	0	3,025,544	20	
配当割額等	86,619,336	2,692	76,561,910	2,548	10,057,426	122	6,600	4	
計	949,492,026	41,340	826,816,107	35,995	122,675,919	5,323	5,098,844	463	

(注) 1. 補填金(固定資産税等)の還付加算金額は、還付利息相当額を計上している。

2. 配当割額等とは、個人の市民税の所得割の納税義務者の所得割の額から控除しきれなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額のうち、当該納税義務者に還付又は充当したものの合計額である。

3. 令和4年度還付未済額調（歳入）

科 目	還付未済額	件 数	1 件あたり	令和3年度還付未済額
	円		円	円
市 民 税	65,415,864	1,967	33,257	78,776,972
個 人	16,292,114	1,444	11,283	28,704,552
現年課税分	15,448,994	1,412	10,941	27,666,575
滞納繰越分	843,120	32	26,348	1,037,977
法 人	49,123,750	523	93,927	50,072,420
現年課税分	49,123,750	523	93,927	50,070,720
滞納繰越分	0	0	—	1,700
固 定 資 産 税	11,918,711	578	20,621	8,202,602
現年課税分	10,527,244	536	19,640	6,867,458
滞納繰越分	1,391,467	42	33,130	1,335,144
軽 自 動 車 税	625,900	102	6,136	471,300
現年課税分	582,700	95	6,134	463,300
滞納繰越分	43,200	7	6,171	8,000
市 た ば こ 税	0	0	—	1,244
現年課税分	0	0	—	1,244
滞納繰越分	0	0	—	0
鉱 産 税	0	0	—	0
現年課税分	0	0	—	0
滞納繰越分	0	0	—	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	—	0
現年課税分	0	0	—	0
滞納繰越分	0	0	—	0
入 湯 税	4,200	1	4,200	31,200
現年課税分	4,200	1	4,200	31,200
滞納繰越分	0	0	—	0
事 業 所 税	119,140	3	39,713	7,456,200
現年課税分	119,140	3	39,713	7,456,200
滞納繰越分	0	0	—	0
都 市 計 画 税	2,697,886	445	6,063	1,845,639
現年課税分	2,381,753	512	4,652	1,533,142
滞納繰越分	316,133	38	8,319	312,497
市 税 合 計	80,781,701	2,651	30,472	96,785,157
現年課税分	78,187,781	2,570	30,423	94,089,839
滞納繰越分	2,593,920	81	32,024	2,695,318

(注) 件数の計は、都市計画税の件数を含まない。

4. 市税に関する不服申立ての状況

区 分				要 処 理 件 数			処 理	
				前 年 度 よ り 繰 越	本 年 度 発 生	計	却 下	棄 却
平成30年度	賦課	市民税	個人分	0	0	0	0	0
			法人分	0	0	0	0	0
		固定資産税		0	0	0	0	0
		その他の税		0	0	0	0	0
	徴収	滞納処分		0	1	1	1	0
		その他		0	0	0	0	0
	合計				0	1	1	1
令和元年度	賦課	市民税	個人分	0	0	0	0	0
			法人分	0	0	0	0	0
		固定資産税		0	2	2	0	0
		その他の税		0	0	0	0	0
	徴収	滞納処分		0	0	0	0	0
		その他		0	1	1	0	0
	合計				0	3	3	0
令和2年度	賦課	市民税	個人分	0	0	0	0	0
			法人分	0	0	0	0	0
		固定資産税		2	2	4	1	0
		その他の税		0	0	0	0	0
	徴収	滞納処分		0	0	0	0	0
		その他		1	0	1	0	0
	合計				3	2	5	1
令和3年度	賦課	市民税	個人分	0	0	0	0	0
			法人分	0	0	0	0	0
		固定資産税		2	1	3	0	1
		その他の税		0	0	0	0	0
	徴収	滞納処分		0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0
	合計				2	1	3	0
令和4年度	賦課	市民税	個人分	0	0	0	0	0
			法人分	0	0	0	0	0
		固定資産税		2	1	3	0	2
		その他の税		0	0	0	0	0
	徴収	滞納処分		0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0
	合計				2	1	3	0

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。

(単位：件)

件数				翌年度への繰越
一部取消	全部取消	取下	計	計
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0
<hr/>				
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	1
0	0	0	0	3
<hr/>				
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	1	2	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	1	0	1	0
0	1	1	3	2
<hr/>				
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	2
<hr/>				
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	2	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	2	1

5. 静岡市手数料条例（抄）

（手数料の額及び徴収）

第2条 市長は、次の各号に掲げる手数料の種類に応じ、当該各号に定める額の手数を申請の際又は当該申請に係る役務の提供の際に申請者から徴収する。

（1）証明関係等手数料 別表第1に定める額

別表第1（第2条関係）

区 分	手 数 料 の 額	備 考
納税又は課税に関する証明	1 税目 1 年度分につき 300円	
地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧	1 件につき 300円	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧、同法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明及び土地、建物又は償却資産に関する証明にあつては、1 個人又は1 法人、1 年度につき、土地は1 筆を、建物は1 棟を、償却資産は種別をもってそれぞれ1 件とし、1 件増すごとに100円を加算する。
地方税法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1 件につき 300円	
土地、建物又は償却資産に関する証明	1 件につき 300円	
名寄帳等の複写	1 件につき 300円	名寄帳の複写にあつては、1 納税義務者につき、1 件とする。ただし、一の請求により複数の区にわたり同一の納税義務者の名寄帳を複写する場合には、これを1 件とみなす。
地籍図の複写	日本産業規格A列 3番 1 枚につき 300円	
住宅用家屋証明申請	1 件につき 1,300円	
その他公簿の閲覧	1 冊につき 300円	
その他の証明	1 件につき 300円	

2 2人以上にわたる証明事項を1通に記載したものの手数料は、これを1人ごとに各別とみなして計算する。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には手数料を徴しない。

（2）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2の規定による軽自動車税種別割の納税証明書の請求があつたとき。

（3）地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において固定資産課税台帳を納税義務者の閲覧に供するとき。

（4）前号に規定する閲覧に代えて名寄帳の複写を交付するとき。

（手数料の減額又は免除）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者から請求があつたとき。

（2）官公署から請求があつたとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

6. 税率等（令和5年度）

区分	課税客体	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内に住所を有する個人（均等割、所得割） ・ 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者（均等割） 	1月1日
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ・ 区内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、区内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ・ 区内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、収益事業をおこなうもの（均等割・法人税割） ・ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、区内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割） 	
固定資産税	固定資産 土地 家屋 償却資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、運搬具、工具、器具及び備品）	固定資産の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納 期						
<p>所得割 課税総所得金額の100分の8</p> <p>均等割 3,500円</p>	<p>市民税の申告書又は 所得税の確定申告書 3月15日</p> <p>給与支払報告書 1月31日</p> <p>異動届出書 ・4月15日 ・徴収する義務がな くなる事由が発生 した月の翌月10日</p>	<p>普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日</p> <p>特別徴収 7月から翌年6月まで 毎月10日</p>						
<p>法人税割 法人税額の100分の6.0</p> <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額が50億円を超える法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの 3,000,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの 1,750,000円 ・資本金等の額が10億円を超える法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの 410,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの 400,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの 160,000円 ・資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの 150,000円 ・資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの 130,000円 ・資本金等の額が1,000万円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの 120,000円 ・上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 	<p>確定申告 事業年度終了の翌日から原則として2月以内</p> <p>中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日から 2月以内</p>							
<p>課税標準額の100分の1.4</p> <p>免税点</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地</td> <td style="width: 15%;">30万円未満</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円未満</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円未満</td> </tr> </table>	土地	30万円未満	家屋	20万円未満	償却資産	150万円未満	<p>償却資産の申告 1月31日</p>	<p>第1期 4月15日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月31日 第4期 翌年2月1日 ～同月末日</p>
土地	30万円未満							
家屋	20万円未満							
償却資産	150万円未満							

区 分	課税客体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税 種別割	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者 (所有権が留保されてい る場合は使用者)	4月1日

課税標準及び税率		申告期限	納期																																	
原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下又は0.6Kw以下 年額 2,000円 又は 0.09ℓ以下又は0.8Kw以下 年額 2,000円 定格出力 0.125ℓ以下又は1.0Kw以下 年額 2,400円 ミニカー-0.05ℓ以下又は0.6Kw以下 年額 3,700円 軽自動車 2輪のもの（側車付のものを含む。） 0.125ℓ超～0.250ℓ以下 年額 3,600円 3輪及び4輪 0.660ℓ以下		取得申告 所有者等となった日から15日以内 廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内	普通徴収 5月15日～5月31日																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種</th> <th colspan="3">税率（年額）</th> </tr> <tr> <th colspan="3">最初の新規検査（新車登録）の時期</th> </tr> <tr> <th>①H27.4.1以降</th> <th>②新車登録から13年を経過</th> <th>①と②以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種	税率（年額）			最初の新規検査（新車登録）の時期			①H27.4.1以降	②新車登録から13年を経過	①と②以外	3輪	3,900円	4,600円	3,100円	4輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円	自家用	10,800円	12,900円	7,200円	貨物	営業用	3,800円	4,500円	3,000円	自家用	5,000円	6,000円	4,000円		
車種	税率（年額）																																			
	最初の新規検査（新車登録）の時期																																			
	①H27.4.1以降	②新車登録から13年を経過	①と②以外																																	
3輪	3,900円	4,600円	3,100円																																	
4輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円																															
		自家用	10,800円	12,900円	7,200円																															
	貨物	営業用	3,800円	4,500円	3,000円																															
		自家用	5,000円	6,000円	4,000円																															
小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 5,900円 2輪の小型自動車 0.250ℓ超 年額 6,000円																																				
【グリーン化特例（軽課）】 一定の環境性能を有し、令和4年度に最初の新規検査を受けた車両は、令和5年度に限り、軽課税率が適用される。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="3">税率（年額）</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		車種	税率（年額）			I	II	III	3輪	1,000円	—	—	4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—					
車種	税率（年額）																																			
	I	II	III																																	
3輪	1,000円	—	—																																	
4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																															
		自家用	2,700円	—	—																															
	貨物	営業用	1,000円	—	—																															
		自家用	1,300円	—	—																															
I …電気軽自動車または天然ガス軽自動車 （天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準値から窒素酸化物10%低減達成のものに限る。） II・III…揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする営業用乗用車で、平成30年排出ガス基準値から窒素酸化物50%低減達成または平成17年排出ガス基準値から窒素酸化物75%低減達成した軽自動車のうち、次の要件に該当するもの。 II：令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車 III：令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車																																				

区 分	課税客体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税 環境性能割	3輪以上の軽自動車	3輪以上の軽自動車の 取得者	
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
鉱産税	鉱物の掘採の事業に係る鉱物	鉱業者	鉱物を掘採したとき
特別土地保有税	賦課期日前10年以内に取得された土地又は 賦課期日前1年以内の土地の取得 ※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われ ない。	土地の所有者又は取得者	土地の所有者 1月1日 土地の取得 1月1日及び7月1日
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為 ※13歳未満の者、修学旅行など学校行事に参加する 者及び日帰りで入湯する者は課税免除。	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人が行う事業	事業所等において事業を 行う者	
都市計画税	市街化区域内の土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日
固定資産等所在 市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年の3月31日

課税標準及び税率	申告期限	納期																																		
<p>課税標準 軽自動車の取得価格 税率 燃費基準達成度等に応じて決定</p> <table border="1" data-bbox="105 403 927 846"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">電気自動車、燃料電池車 天然ガス自動車 ※1</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>R12年度燃費基準75%達成かつR2年度基準達成</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>H27年度燃費基準+25%達成</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>R12年度燃費基準60%達成かつR2年度基準達成</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>R12年度燃費基準55%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>H27年度燃費基準+15%達成</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減のものに限る。 ※2 H30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減のものに限る。</p>	区分			税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車 天然ガス自動車 ※1			非課税	非課税	ガソリン車 ※2	乗用	R12年度燃費基準75%達成かつR2年度基準達成	貨物	H27年度燃費基準+25%達成	乗用	R12年度燃費基準60%達成かつR2年度基準達成	貨物	H27年度燃費基準+20%達成	乗用	R12年度燃費基準55%達成	1.0%	0.5%	貨物	H27年度燃費基準+15%達成	2.0%	1.0%	上記以外			2.0%	2.0%	<p>申告納付</p> <ol style="list-style-type: none"> 車両番号の指定の時 1以外で自動車検査証の記入を受けなければならない事由があった日から15日以内 1、2以外で3輪以上の軽自動車の取得の日から15日以内 <p>(当分の間、賦課徴収については、静岡県が自動車税環境性能割の賦課徴収の例により行う。)</p>	
区分				税率																																
			自家用	営業用																																
電気自動車、燃料電池車 天然ガス自動車 ※1			非課税	非課税																																
ガソリン車 ※2	乗用	R12年度燃費基準75%達成かつR2年度基準達成																																		
	貨物	H27年度燃費基準+25%達成																																		
	乗用	R12年度燃費基準60%達成かつR2年度基準達成																																		
	貨物	H27年度燃費基準+20%達成																																		
乗用	R12年度燃費基準55%達成	1.0%	0.5%																																	
	貨物	H27年度燃費基準+15%達成	2.0%	1.0%																																
上記以外			2.0%	2.0%																																
<p>1,000本につき 6,552円</p>	<p>当月の売渡し分につき翌月末日までに申告納付</p>																																			
<p>鉱物の価格の100分の1 (鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合 100分の0.7)</p>	<p>当月の掘採分につき翌月末日までに申告納付</p>																																			
<p>課税標準 土地の取得価額 税率 土地の保有に対して100分の1.4 土地の取得に対して100分の3 免税点 2,000㎡未満</p>	<p>申告納付のため 納期と同じ</p>	<p>土地の保有に係るもの 5月31日 土地の取得に係るもの 2月末日又は8月31日</p>																																		
<p>1人1日 150円</p>	<p>当月の入湯分につき翌月15日までに特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者等)が申告納入</p>																																			
<p>資産割 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積1㎡につき600円 免税点 事業所床面積1,000㎡以下 従業者割 課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に対して支払われた従業者給与総額の100分の0.25 免税点 事業所等の従業者数の合計数が100人以下</p>	<p>申告納付 法人 事業年度終了から2月以内 個人 翌年3月15日まで</p>																																			
<p>課税標準額の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税点となるもの</p>	<p>固定資産税と同じ (固定資産税と併せて賦課徴収)</p>																																			
<p>算定標準額(法で特別の定めのあるものを除き、前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格)の100分の1.4</p>	<p>台帳価格等の通知 11月30日</p>	<p>交付の時期 6月30日</p>																																		

7. 税率の変遷（平成11年度以降）

区 分		平成11～14年度	平成15～18年度
市民税	個 人	[均等割] 2,500円 [所得割] 課税所得金額 200万円以下 3/100 200万円超 8/100 700万円超 10/100	[均等割] 同左 [所得割] 同左
	法 人	[均等割] 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 [法人税割] 12.3/100	[均等割] 同左 [法人税割] 同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 1,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 1,200円 0.09ℓ超 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき 2,434円 2,668円（平成11年5月1日から）	1,000本につき 2,668円 2,977円（平成15年7月1日から） 3,298円（平成18年7月1日から）
	旧 3 級 品	1,000本につき 1,155円 1,266円（平成11年5月1日から）	1,000本につき 1,266円 1,412円（平成15年7月1日から） 1,564円（平成18年7月1日から）
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100 新增設 6,000円/㎡	資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100 新增設 廃止
都市計画税		0.3/100	同左

（注）平成14年度以前の年度分については、合併前の旧静岡市の税率を記載している。

区 分		平成19～25年度	平成26～27年度
市民税	個人	[均等割] 3,000円 [所得割] 6/100	[均等割] 3,500円 [所得割] 同左
	法人	[均等割] 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 [法人税割] 12.3/100	[均等割] 同左 [法人税割] 同左 ※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から 9.7/100
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 1,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 1,200円 0.09ℓ超 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき 3,298円 4,618円（平成22年10月1日から） 5,262円（平成25年4月1日から）	同左
	旧3級品	1,000本につき 1,564円 2,190円（平成22年10月1日から） 2,495円（平成25年4月1日から）	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

区 分		平成28・29年度	平成30年度
市民税	個人	[均等割] 3,500円 〔所得割〕 6/100	[均等割] 同左 〔所得割〕 8/100
	法人	[均等割] 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 〔法人税割〕 9.7/100	[均等割] 同左 〔法人税割〕 同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 2,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 2,000円 0.09ℓ超 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 3,600円 3輪 1,000～4,600円 4輪以上 乗用 営業用 1,800～8,200円 自家用 2,700～12,900円 貨物 営業用 1,000～4,500円 自家用 1,300～6,000円 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき 5,262円	1,000本につき 5,262円 5,692円（平成30年10月1日から）
	旧3級品	1,000本につき 2,925円 3,355円（平成29年4月1日から）	1,000本につき 4,000円
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

区 分		令和元年度	令和2～5年度
市民税	個人	[均等割] 3,500円 〔所得割〕 8/100	[均等割] 同左 〔所得割〕 同左
	法人	[均等割] 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 〔法人税割〕 9.7/100 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度から 6.0/100)	[均等割] 同左 〔法人税割〕 6.0/100
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税	種別割	令和元年10月1日から軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更 原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 2,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 2,000円 0.09ℓ超 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪(側車付きを含む。)、雪上車 3,600円 3輪 1,000～4,600円 4輪以上 乗用 営業用 1,800～8,200円 自家用 2,700～12,900円 貨物 営業用 1,000～4,500円 自家用 1,300～6,000円 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円	同左
	環境性能割	令和元年10月1日以降に取得した軽自動車に適用 3輪以上 乗用 営業用 非課税～2.0/100 自家用 非課税～1.0/100 貨物 営業用 非課税～2.0/100 自家用 非課税～2.0/100	同左
市たばこ税		1,000本につき 5,692円 旧3級品：1,000本につき 4,000円 1,000本につき 5,692円(令和元年10月1日から) ※旧3級品に係る特例税率は、令和元年9月30日に廃止	1,000本につき 5,692円 6,122円(令和2年10月1日から) 6,552円(令和3年10月1日から)
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

8. 地方譲与税・県税交付金

(1) 地方譲与税の概要

区分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
自動車重量 譲与税	都道府県 及び 市町村	<p>国は、都道府県に対し、自動車重量税の収入額の24/1,000に相当する額を、自動車税を課した自家用の乗用車の台数によりあん分して譲与する。</p> <p>国は、市町村に対し、自動車重量税の収入額の407/1,000に相当する額の1/2を市町村道の延長で、他の1/2を市町村道の面積であん分して譲与する。</p>	<p>6月：前年度2月から4月までの収入分</p> <p>11月：5月から9月までの収入分</p> <p>3月：10月から1月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）</p>
地方揮発油 譲与税	都道府県 及び 市町村	<p>国は、都道府県及び指定都市に対し、地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して譲与する。</p> <p>国は、市町村に対し、地方揮発油税の収入額の42/100に相当する額の1/2を市町村道の延長で、他の1/2を市町村道の面積であん分して譲与する。</p>	<p>6月：前年度3月から5月までの収入分</p> <p>11月：6月から10月までの収入分</p> <p>3月：11月から2月までの収入分 （制限なし）</p>
特別とん 譲与税	開港所在 市町村	<p>国は、開港所在市町村に対し、当該市町村の開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。</p>	<p>9月：前年度3月から8月までの収入分</p> <p>3月：9月から2月までの収入分 （制限なし）</p>
石油ガス 譲与税	都道府県 及び 指定都市	<p>国は、都道府県及び指定都市に対し、石油ガス税の収入額の1/2に相当する額の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して譲与する。</p>	<p>6月：前年度3月から5月までの収入分</p> <p>11月：6月から10月までの収入分</p> <p>3月：11月から2月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）</p>
森林環境 譲与税	都道府県 及び 市町村	<p>国は、都道府県に対し、森林環境税の収入額の1/10（※）に相当する額の5/10を私有林人工林面積で、2/10を林業就業者数で、3/10を人口であん分して譲与する。</p> <p>国は、市町村に対し、森林環境税の収入額の9/10（※）に相当する額の5/10を私有林人工林面積で、2/10を林業就業者数で、3/10を人口であん分して譲与する。</p> <p>（※）経過措置あり 都道府県：市町村 令和元年度・・・2/10：8/10 令和2年度及び令和3年度・・・3/20：17/20 令和4年度及び令和5年度・・・3/25：22/25</p>	<p>9月：前年度3月から8月までの収入分</p> <p>3月：9月から2月までの収入分 （間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用） ※令和元年度譲与開始</p>

(2) 県税交付金の概要

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
利 子 割 金 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税利子割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税の徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）
配 当 割 金 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税配当割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税の徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）
株式等譲渡 所得割 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税株式等譲渡所得割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	3月：前年度3月から2月までの収入分 （制限なし）
法 人 事 業 税 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、法人事業税（超過課税分を除く）の収入額に7.7%（令和2年度は3.4%）を乗じて得た額を当該市町村の従業者数の割合であん分（※）して交付する。 （※）経過措置あり 令和2年度：法人税割額 令和3年度：2/3…法人税割額、1/3…従業者数 令和4年度：1/3…法人税割額、2/3…従業者数	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし） ※令和2年度交付開始
地 方 消 費 税 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、地方消費税額の10/22（従来分：消費税1.0%相当）に相当する額から徴収取扱費を差し引いた後、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算した後の額の1/2を各市町村の人口及び従業者数であん分した額と、同12/22（引上げ分：消費税1.2%相当）に相当する額を同基準によって都道府県間で清算した後の額の1/2を各市町村の人口であん分した額の合計額で交付する。 ※平成26年4月1日～（消費税8%段階） 従来分…10/17、引上げ分…7/17 （経過措置） 平成26年度：従来分…10/12、引上げ分…2/12 令和元年10月1日～（消費税10%段階） 従来分…10/22、引上げ分…12/22 （経過措置） 令和元年度：従来分…10/17、引上げ分…7/17 令和2年度：従来分…10/21、引上げ分…11/21	6月：前年度2月から4月までの収入分 9月：5月から7月までの収入分 12月：8月から10月までの収入分 3月：11月から1月までの収入分 （従来分の地方消費税交付金については制限なし・引上げ分の地方消費税交付金については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てる）
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	ゴ ル フ 場 所 在 市 町 村	道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の7/10に相当する額を交付する。	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
自動車取得税 自 取 得 金 交 付 金	市 町 村	<p>道府県は、市町村に対し、自動車取得税の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の7/10に相当する額を当該道府県内の市町村が管理する市町村道の延長及び面積にあん分して交付する。</p> <p>道府県は、指定都市に対し、自動車取得税の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の3/10に相当する額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道が占める割合であん分して交付する。</p> <p>※自動車取得税は令和元年9月末廃止</p>	<p>8月：前年度3月の収入見込額と実際の収入額との差額及び4月から7月までの収入分</p> <p>12月：8月から11月までの収入分</p> <p>3月：12月から2月までの収入分と3月の収入見込額</p> <p>（制限なし）</p> <p>（平成20年度までは道路費用に充てる）</p> <p>※令和元年度で交付終了</p>
環境性能割 交 付 金	市 町 村	<p>道府県は、市町村に対し、自動車税環境性能割の収入額から、徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の4.7/10（令和4年度以降は4.3/10）に相当する額を当該道府県内の市町村が管理する市町村道の延長及び面積であん分して交付する。</p> <p>道府県は、指定都市に対し、自動車税環境性能割の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の3.5/10に相当する額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道が占める割合であん分して交付する。</p>	<p>8月：前年度3月の収入見込額と実際の収入額との差額及び4月から7月までの収入分</p> <p>12月：8月から11月までの収入分</p> <p>3月：12月から2月までの収入分と3月の収入見込額</p> <p>（制限なし）</p> <p>※令和元年度交付開始</p>
軽油引取税 交 付 金	指定都市	<p>道府県は、指定都市に対し、軽油引取税の収入額に9/10を乗じて得た額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積が占める割合であん分して交付する。</p>	<p>8月：前年度3月から7月までの収入分</p> <p>12月：8月から11月までの収入分</p> <p>3月：12月から2月までの収入分</p> <p>（制限なし）</p> <p>（平成20年度までは道路費用に充てる）</p>
分離課税 所 得 割 交 付 金	指定都市	<p>指定都市の区域を包括する道府県は、指定都市に対し、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る退職手当等に係る所得に課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の1/2に相当する額を交付する。</p>	<p>3月：前年度3月から2月までの払込分</p> <p>（制限なし）</p>
道府県民税 所 得 割 臨 時 交 付 金	指定都市	<p>指定都市の区域を包括する道府県は、指定都市に対し、当該指定都市に係る平成28年度分及び平成29年度分の道府県民税の所得割（退職手当等に係る所得に課する所得割を除く。）に係る地方団体の徴収金の額の1/2に相当する額を交付する。</p>	<p>平成29年8月：当年度交付見込額の1/3</p> <p>平成29年12月：当年度交付見込額の1/3</p> <p>平成30年3月：当年度交付見込額の1/3</p> <p>平成30年8月</p> <p>（制限なし）</p> <p>※平成30年度で交付終了</p>

令和5年度
静岡市税務統計書

発行 令和5年12月

編集・発行 静岡市財政局税務部税制課
所在地 〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号
連絡先 <054> 254-2111 (代表)